

## 令和4年第8回 邑南町議会定例会（第3日目）会議録

1. 招集年月日 令和4年12月5日（令和4年11月25日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和4年12月12日（月） 午前9時30分  
 散会 午後3時30分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	河野 博美	福祉課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	医療政策課	口羽 正彦
保健課長	坂本 晶子				
羽須美支所長	上田 康典	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学校教育課長補佐	植田 啓司	生涯学習課長	三上 徹

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局係長 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
7番	和田 文雄	8番	宮田 博

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

# 令和4年第8回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月12日（月）午前9時30分開会

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和4年第8回 邑南町議会定例会（第3日目）会議録

【令和4年12月12日（月）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番和田議員。8番宮田議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 一般質問 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、一般質問。一般質問は通告順に行います。あらかじめ一般質問の順番を申し上げておきます。通告順位は、3番野田議員。11番中村議員。4番日高議員。8番宮田議員。9番漆谷議員。10番大屋議員。2番鍵本議員。12番辰田議員。以上8名です。それでは通告順位第1号、野田議員登壇をお願いします。

（野田議員登壇）

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、3番野田議員。

●野田議員（野田佳文） はい、3番野田です。よろしく申し上げます。10月15、16日に行われた二ツ山でのイベントに、多くの方が参加され新聞でも大きく取上げられ

ました。10月20日朝7時ごろから二ツ山に登りまして8時前に下山しているときに、出雲市から2時間かけて登山に来られた方と出会いました。新聞に取上げられたことで二ツ山を知り、登山グループ20人で今後登山を計画されており、駐車場の広さであるとか登山道の確認に来られたそうです。お話を聞きながら邑南町の魅力や情報を知っていただくためのきっかけにつながる発信は、大切であると改めて実感いたしました。個人的に邑南町の自然をメインに発信してきておりますけど、歴史や文化などの発信も大切であると思います。郷土館で行われるイベント企画展での発信については、進められていると聞いておりますので、今回はルールに従い自分もしっかりと発信してまいりたいと思っております。また、前回町長に教えていただいた北海道東川町について調べました。興味ある町です。といってもなかなかすぐには行ける場所ではないですけど、県内在住で邑南町にもよく撮影に来ている友人のカメラマンが北海道に写真を撮りに行っておりましたので、邑南町の観光面において取り組めそうなことはないのか、東川町に行く機会があれば情報提供してほしいとお願いしておきました。カメラマンが滞在している場所からは190キロ離れているんですけど、情報をいただきましたので、今後観光情報発信の面でもいかなるような内容でしたので、また提案できればと思っております。友人のカメラマンは写真を撮るために旅行で北海道に行ったのではなくて、まず仕事をオンラインで見つけてオンラインで面接して北海道に滞在し、休日に撮影に出かけている生活をしておりました。今は戻っておるんですけど、また3月ぐらいから北海道に同じように行くそうです。このことは邑南町でも可能性はあるかもしれないと思ってまして、そのためにも邑南町がどんな町なのか多くの方に知っていただくことが大切かなと思っております。令和4年度邑南町ポストコロナ誘客PV展開事業プロモーションビデオ作成業務について、作成業者が決まりました。予算は700万。作成する動画の内容については5分以内の動画を5本以上ということですが費用対効果については気になるところです。9月8日に邑南町公式YouTube（ユーチューブ）を確認したときは概要欄が以前より変わっており、動き始めたなと確認しております。概要欄には島根県邑南町の公式チャンネルです。邑南町の各部署が作成した動画やプロモーションビデオ、おおなんケーブルテレビが作成した町の紹介動画をアップロードしています、とあります。今後どのような動画が作成されるのか期待しつつ、YouTube（ユーチューブ）に公開すれば数字にあらわれます。町内においてYouTube（ユーチューブ）にチャンネルを開設し、既に多くのチャンネル登録数を獲得されている方もいらっしゃいます。例えば、2020年11月にYouTube（ユーチューブ）を開設された方のチャンネル登録者数は、1年で2,600人を超えて、現在は6,500人を超えている。2021年8月に登録された方のチャンネル登録者数は、3,000人を超えております。ケーブルテレビにおいてもチャンネル登録を進めておる。また令和

4年3月の定例会の一般質問で邑南町公式Y o u T u b e（ユーチューブ）について質問し、答弁の中で来年度、そのときに質問したので令和4年度作成のプロモーションビデオにおいては、作成したコンテンツのY o u T u b e（ユーチューブ）へのアップロードだけではなく、これらの周知も必要と考えていると答弁にありました。邑南町公式Y o u T u b e（ユーチューブ）について、令和4年度中のチャンネル登録者数と再生回数の目標数、また動画のクオリティーも大切ですが目標を達成するために、具体的にはどのような宣伝周知をするのかご答弁をお願いします。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 邑南町公式Y o u T u b e（ユーチューブ）チャンネルについては、これまでは邑南町が所有する動画において他のウェブページからリンクさせるために使用しており、チャンネル自体のPRはしておりませんでした。今回制作するPV、プロモーションビデオはY o u T u b e（ユーチューブ）上にアップロードして多くの皆さんに閲覧していただくことが主な目的であり、邑南町公式Y o u T u b e（ユーチューブ）チャンネルを認知していただくため、現在邑南町ホームページで紹介ページを作成しているところです。公式チャンネルでは、おおなんケーブルテレビでこれまで放送したものを再編集したコンテンツをおおなん暮らしのサブタイトルで順次公開しております。現在、作成中のプロモーション動画を加えチャンネルの充実を図りたいと考えております。令和4年度中の邑南町公式Y o u T u b e（ユーチューブ）チャンネル登録者数の目標及び再生回数の目標ですが、特に登録者数及び再生回数に重要業績評価目標いわゆるK P I（ケーピーアイ）は定めておりません。ただし、邑南町ポストコロナ誘客P V（ピーブイ）展開事業については、一応の内部的なK P I（ケーピーアイ）を定めておるところです。今回の邑南町ポストコロナ誘客P V（ピーブイ）展開事業は、町の魅力を引き出し、ブランドイメージの向上や定住、関係人口の増加を目標としています。8月19日に公募を開始し、参加表明した6社によるプロポーザルを9月20日に実施しました。その結果、吉本興業の関連会社である株式会社よしもとエリアアクションが最高得点で第一候補となり10月7日に業務委託契約を交わしました。このプロポーザルにおいてプロモーションビデオの有効活用方法が、株式会社よしもとエリアアクションから2点示されております。1点目が衛星放送のテレビ放送B Sよしもとで今回作成した5分×5話分の25分のプロモーション動画をオンエアするというものです。これは放送時間帯や放

送日を吉本へお任せすることにより無料で放送いただけるものです。2点目がSNS（エヌエヌエス）、ソーシャルネットワーキングサービスによる拡散です。一つは、吉本新喜劇のYouTube（ユーチューブ）チャンネル、吉本新喜劇チャンネルからのリンクの実施です。吉本新喜劇チャンネルは、登録者数15万7,000人、再生回数5,000万回を超えるチャンネルです。もう一つはプロモーションビデオ出演タレントによる自身のSNS（エヌエヌエス）サイトより、リンクの実施及び吉本新喜劇オフィシャルSNS（エヌエヌエス）サイトからリンクをフォローするものです。吉本新喜劇オフィシャルのツイッターフォロワーは7万3,000人、インスタグラムフォロワーは10万人、ティックトックフォロワーは18万1,100人で合計約35万人のフォロワーがいます。このほかに出演いただく吉田裕氏のフォロワーが計で7万7,000人となります。SNS（エヌエヌエス）フォロワーの延べ合計としては、約43万7,000人となります。これらのフォロワーの目につくことにより邑南町への関心度も高まるものと思われま。御質問の邑南町公式YouTube（ユーチューブ）チャンネルの登録者数と再生回数の目標数ですが、ポストコロナ誘客PV展開事業に限って申し上げますと再生回数の目標は約12万回を目標としております。これは先ほど申し上げましたYouTube（ユーチューブ）吉本新喜劇チャンネルの登録者数15万7,000人とSNS（エヌエヌエス）フォロワーの延べ合計43万7,000人を合わせた59万4,000人のうち、約20%の人に御覧いただけるのではないかと想定したものです。またチャンネル登録者数の目標数は定めておりません。これはYouTube（ユーチューブ）における再生回数とチャンネル登録者数の因果関係は様々なパターンがあり目標数を定めるのは難しいためです。なお、今回のPVの動画の納品が令和4年度末となりますので再生回数の目標数値としては令和5年度中のものとなります。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） チャンネル登録者数の目標数を定めていないということなんですけど、以前作成する動画の内容の特記事項に本当にあったゆるい話、佐賀市のやつが載ってて、本当にあったゆるい話の視聴回数を見ていくと大体、1回目が1万6,000人、2回目が1万人、3回目が9,378人、4回目は9,500人、5回目が1万人だったので、そのぐらいに近い、今回吉本さんがつくる動画についてはそのぐらいの視聴回数を目指しているのかなというふうに思っておりましたし、もうこれ聞こうとしたことも

答えていただいたんですけど、吉本側としてもどのぐらいの発信されるのか、これはやはり、邑南町よりも発信力のがやはりすごいと思ってましたので、それもお聞きしようと思ってたんですけど、先ほど答えていただいたので、そのへんについては、十分期待はしていこうと思っております。ただ前回、総務教民常任委員会のほうで、事業の評価はどのようにするのかっていうことに関して、Y o u T u b e（ユーチューブ）に上げる予定であり、視聴回数で評価する形になるっていうことなので、これはまた決算時でも動画が公開されてからでも、またそのときまたお聞きしたいと思いますので、とりあえず期待はしておりますので、次の質問にいきたいと思っております。続いては、邑南町ガイドブックについての質問です。観光マップは持ち運びに便利ですし、以前一般質問で観光スポットのメディア化については質問し、自分自身も観光スポットのメディア化を進めているので、具体的な情報はインターネットで検索したりグーグルマップを活用したりしております。ガイドブックで、季節によっておすすめのスポットを紹介してみてもという御意見をいただきました。ただそれに関しても以前のこの緑のやつのマップには、四季別に観光スポットの紹介をされていたっていうのを見て確認しております。自分自身観光スポットのメディア化を進めながら、ガイドブックも必要ではないかと思うようになったのは9月です。辰田議員に安芸太田町のガイドブックをいただき、よく出来ているとすごく興味を持って何度も見ております。観光スポットのみの紹介ではなくて、周遊モデルコースや地元の人だから知る町の紹介をするページには、鍛冶屋であったり伝統工芸の紹介や、あとIターンされた方の紹介もある。さらに情報が必要であれば、検索またはQRコードにて定住支援サイトにアクセスを促しておる。例えばこれ邑南町でつくったとしたらここは、住ま居るナビになるのかなというふうに思っております。何度も、普段ガイドブックとか道の駅とかで他の市町村のやつを見たりするんですけど、手にとってちょっとまたそのまま棚に戻したり、一応参考程度に持って帰るんですけど、安芸太田ナビに関しては本当によく出来ていると思ひ何度も何度も読み返しているうちに、これと同じものを邑南町のどの風景を使えばいいのかイメージをしながら写真を当てはめてたうち、何となくサンプルを作っていました。これはあくまでもサンプルの段階でしたけど、10月の長野県、東京への視察でもうガイドブックへの思いが強くなりました。東京日比谷シャンテの地下1階の島根館に辰田議員、日高議員、鍵本議員と4人で行きました。平日だったけどかなり多くの方がいて、島根のお酒などが並んでいるカウンターがあって飲まれている方もいた。物産コーナーと情報コーナーに分かれておって、定住コーナーには住ま居るナビのパンフレットがありまして、これちょっと自分の情報不足だったんですけど、初めて見まして、以前質問したこともあります住ま居るナビのアクセスについて、伸びているとおっしゃったので、こういうことがきっかけになるのかなと思っておりました。観光のパンフレットには

市町村別になっておって、邑南町のコーナーには石見和牛で有名A級グルメの町邑南とありまして、観光マップとあとさらに詳しくお聞きしますけど、千丈溪のパンフレットが邑南町のところに入った。あと、島根県西部地区はこういったものに入っていて、懐かしの国石見ということで西部地区のパンフレットをまとめているんですけど、これかなりこれもインパクトあるなと思って西部地区も盛り上げようとして動きがすごく、実際島根館に行っていて思いました。他の自治体のガイド本を見ながら、手にとっていただけるような表紙の写真であったりあと中身。情報が足りなければQRコードを入れたり、邑南町のガイドブックも必要ではないかと視察を通して、すごく思いが強くなった。ただ、やはりこうやって準備するのにかなり時間がかかると思うので、例えばやるとしても、道の駅が完成してから同時に配るとしても、今から準備が必要ではないかという思いがあって今回質問させていただいたんですけど、観光マップ以外の新たな邑南町ガイドブックの制作について、ご答弁をお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 現在邑南町では、先ほど議員にご紹介いただきました観光とグルメマップ、これを中心としまして、主要な観光スポットや飲食店、宿泊施設などの情報が掲載された観光観光マップを作成しています。令和3年度からは毎年マップを更新することとしておりまして、道の駅瑞穂などの観光スポットや希望される飲食店などへ配布しまして、PRなどに活用していただいています。また、今月の集金常会にはこの観光とグルメマップを各集落のほうにもお配りさせていただきまして、様々な形でご活用いただきたいというふうに考えています。その他町のガイドブックとしましては、千丈溪を初めとした観光の施設、資源ごとのパンフレットや、各地区の公民館などが主体となって作成した、主に文化財や史跡などが掲載されている地域お宝マップなどがあります。また、邑智郡や石見地域等で作成した広域的なパンフレットなどもございます。御紹介をいただきました、参考事例のような町の情報が1冊に集約されているというようなガイドブックは、現在のところは作成しておりません。町の観光情報などを1冊にまとめるとなると、掲載する情報も広く多岐にわたりまして、町の魅力や観光情報などを総合的にわかりやすく掲載していく必要もあります。御紹介の事例なども参考にしまして、ガイドブックの用途などをしっかりと整理してより魅力のある情報提供の媒体について、今後検討していく必要があると考えています。



●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 検討ということなんですけど、ちょっと2、3点お聞きしたいことがあって。例えば、これ委託するとなるとかなりの、ライターさんとかカメラマン使うとお金がかかってくると思うんですよ。かかってくる中で、例えば邑南町の観光ビジョンって、観光やめます関係ははじめますっていうビジョンがあるんだけど、例えば、制作するとして制作段階において、写真であったりライターさんを関係人口で募集してみるのもどうかなと思うんですけど。まずそういったことも考えられるのかということ。あと観光以外の情報を入れるとなると、各課が何を載せるのか検討していく必要もあると思います。例えば、ここに定住情報とか載せるとなると地域みらい課の考えも必要になってくると思うんだけど、その辺を含めてまずそういった検討委員会というものを立ち上げて、まず必要性から検討してみるような考えはあるのかということ。あともう1点、観光マップにある観光スポットは、発信のためとか今インスタグラムで発信されておりますけど、ほぼ行っていると自分は認識しております。担当の方が、来年度の観光マップの構想も決まっているのかわかれば御答弁お願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 新しいガイドブックの作成につきましては、より魅力のある情報提供の媒体が必要ということで検討していくというふうに、先ほど説明させていただきました。この検討の中でですね、例えば作成方法ですが、先ほど御提案のありました関係人口なども活用して、そういった映像資料等を準備するという方法もあると思います。そういった方法も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。また、1冊に町の情報をまとめるということなので、当然各課連携が必要になってきますので、作成にあたっては各課で作成のチームなりをつくるなりして取り組みが必要になってくると考えております。それから来年度の観光とグルメマップにつきましては、来年の春から活用できるものの内容等準備をしておりますので、また今日いただきました意見なども参考にですね反映できるところは反映していきたいというふうに考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 本当に時間がかかると思うのでしっかりと検討していただいて、作るのであれば本当にいいものを作っていただきたいと思っています。個人的には、本当に東京に視察に行かさせていただいて島根館であれだけ多くの人を見ていました。東京から電車で2時間も行けば自然に囲まれる場所もあるんだけど、やっぱりあそこの東京に行って、改めて1人でも多くの方を邑南町に呼びたいという気持ちがすごく高ぶってきたので、あと邑南町拠点として、島根県西部、石見に来ていただきたいという気持ちも強くなりましたので、自分自身でもガイドブックやサンプルで作ったやつはなるべく完成して動こうと思っていますので、今後何か協力できることがあったら協力しますので、よろしくお願ひしたいと思っています。続きましては千丈溪についてです。10月に初めて千丈溪に行きました。それまで邑南町の魅力を発信し始めてから4年ぐらいたってるんですけど、それまでに何度か行こうとしたんですけど、通行止めであったり倒木があり断念しておったんですけど、10月に初めて行ったときは、景観だけではなくてよく遊歩道を整備したなとすごく思いました。一ノ滝を見たときは感動というかすごく圧倒されました。来年個人的にも紅葉フォトトレッキングを開催してみたいなど。千丈溪はどう生かすべきかと考えていた時に、千丈溪のパンフレットを島根館で見た瞬間町は、現状を把握し問合せがあったときにしっかり対応できるのかなと、ちょっと疑問に思った。駐車場にはトイレがあります。とてもきれいに管理されてまして、本当気持ちよく使わせていただきまして、管理されている地元の方には感謝申し上げます。駐車場から最初のみどころの一ノ滝まで徒歩でどのくらいかかるのかとか。これ8分なんですけど。その先の道の状況は、一番の見どころである白藤滝は見ることができるのか。白藤滝までの道のりなど問合せがあったときに説明できるのか。いろんなことが頭に浮かべまして視察から戻り、何度も行き状況確認と発信をしております。江津市は力を入れていて、11月6日に桜江町側千畳敷までの千丈溪ウォーキングがありまして参加しました。多くの方が楽しまれていた。新聞にも大きく載っていたと思います。200人が遊歩道を歩くのでなかなか立ち止まってるの撮影が出来なかったんですけど、景色には驚きの連続でした。イベントでバックを配られたんですけど、ここにマークがあるんですよ。このマークどこだか御存じかなと思うんですけど、これ邑南町側にある白藤滝です。ただここ、今おりることが出来ません。遊歩道、階段が壊れとって、現在おりることが出来ない状況でもありますし、このパンフレッ

トには、山歩きに適した服装で出かけましょうなど散策するときの注意事項がいろいろ書かれておる。まず、現状把握した上でしっかりとフォローできれば、体験ツアーをつくるのがベストではないかと自分では考えまして、来年に向けて動いとおる状況で桜江町側にも撮影に入れば入りたいと思っています。ただ桜江町側は12月28日まで工事中なので、イベントのときは特別に通れたんですけど、現在は撮影に行くことが出来なはずけど12月28日以降について、先日江津市観光協会の桜江支部にちょっと確認に行きまして、28日以降はホームページ等で確認または江津市に問合せさせていただきたいというお話をいただきました。観光分野以外ですと、邑南町側の駐車場から一ノ滝、さらに通行止めとなっている場所まではアスファルトです。ここまでは駐車場からですと約17分の距離がある。通行止めとなっている手前に待ってる場所の手前には、15人ぐらいが体操出来そうな広さがあってウォーキングが可能ではないかと思っております。また、邑南町民憲章には、郷土を愛し自然を守り美しい町をつくとあります。自然観察の場として子供たちは様々な体験ができればと思っております。生き物や植物に触れることができ、まさにふるさとの自然とかかわりながら遊ぶことができる場所、水源かん養保安林もあるので、木育や水の大切さも学べるのではないかと。既に矢上小学校のほうでちょっと行っていると先ほどお聞きしたんですけど、他の小学校の方々も行ってもいいかなと思いました。遊びや学びの場をつくるというより既にあるのですから、まずは知ることというのが大切だと思っております。このことは千丈溪だけに限らず、邑南町12地区全ての場所でも可能だと思っておりますので、その始まりとしてこの千丈溪の資源をいかしていただきたいと思っております。千丈溪は観光資源として活用されているのか、観光分野での現状と今後の展開、またウォーキングの開催のほか、自然観察、水源かん養保安林など様々な学びの場が周辺にあり、観光分野以外での千丈溪の活用についての考えを問います。御答弁をお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 千丈溪は観光資源として活用されているのか、という趣旨で御質問いただきました。初めに、千丈溪についてあるいは千丈溪の現状について若干説明をさせていただきます。千丈溪についてですが、邑南町日和から江津市の桜江町にわたる約4.8キロの溪谷で国の名勝及び島根県立自然公園の指定を受けています。平成25年の8月にあるいは平成30年の7月に発生した豪雨によりまして、自然歩道これは

中国自然歩道に指定されておりますが、自然歩道が被災し通行止めとなりました。令和3年に復旧工事は完了し自然歩道の通行は一旦可能になったんですが、令和3年8月再度の豪雨で自然歩道と江津市側の歩道の入り口付近の林道が被災し、再度通行止めとなりました。自然歩道の復旧工事は令和4年10月に完了しましたが、林道の土砂崩れの災害復旧工事は現在も実施されています。現在、江津市側からの自然歩道への立入りは出来ない状況となっておりますが、日和側からは自然歩道を通り江津市側の林道工事箇所手前までは行くことが出来ます。しかしながら、遊歩道自体が経年を重ねておまして劣化などしているところもあるようです。千丈溪の自然歩道の管理は、地元の日和地区総合振興協議会に委託して管理をしていただいております。この日和地区総合振興協議会とも連携して、パトロールや補修などを進めていきたいと考えています。観光分野での現状ということですが、平成25年以降の9年間で自然歩道全線が通行出来た期間は令和3年の4月ごろから8月までの期間のみでございました。今後の活用についてですが、千丈溪は以前から秋の紅葉シーズンには特に入込客が多くありました。紅葉などの行楽シーズンに合わせて、インスタグラムなどのSNS（エスエヌエス）を活用したPRなどを実施していきたいと考えています。また、教育委員会、観光協会や地元団体などとも連携しながら、千丈溪に生息する動植物の観察会や清掃活動などを兼ねたウォーキング大会などの開催の可能性について、検討していきたいと考えています。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） まず、産業支援課の課長に観光分野以外での活用方法も答えていただけたんですけど、ウォーキングは健康と関係があるので保健課 邑南ウォーキングスタンプラリーもされているので、保健課としても何か活用できるのかな使っていたのかと思うんですけど、現状を見てないとなかなかイメージが湧かないと思うので、これはまたいろいろ提案していかなければならないと思うんですけど、破損箇所について遊歩道は一部多分通れないところもある。邑南町側からのこの間行ったときは、邑南町側から桜江町の千畳敷まで一部遊歩道がちょっと通れない部分っていうか危険で、黄色いテープがはってあるところあるんですよ入れないところ。こういったところあるんですけど県立自然公園なので破損箇所については県が整備するのか、しっかりと整備するというか県が直すのか、町がするのか。島根県のページに千丈溪自然観察モデルコースっていうのが紹介されてて、問合せ先に自然観察課とあります。自分も問合せでもいいと思うんですけど、ちょ

っと今問い合わせるとかなり熱い思いをぶつけそうなので、まずは町から県の考えを聞いていただくのがいいかと思うんですけど、あと江津市との連携についてはどのようになっているのか。今後行く可能性もあるのでその辺についてちょっとお伺いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 千丈溪内の歩道の保守に係る御質問いただきました。千丈溪にある歩道なんですけど先ほど申しました中国自然歩道、これが江津市と日和側の川沿いをはしっております。この管理につきましては先ほど申しましたように、日和の振興協議会に委託して実施しております。簡易な補修などにつきましては振興協議会のほうでやっていただいております。大きなもの保守箇所につきましては、町のほうで補助事業を導入しながら実施していくこととなります。先ほど説明いたしましたように、現在のところ中国自然歩道の区間は桜江町側除いて、邑南町側交通可能というふうに把握をしております。御指摘いただきました中国自然歩道から白藤の滝へおりの側道というか支線のところが多分今通行止だと思っておりますが、確認しましたところそこは中国自然歩道じゃなくて、町が設置したものだというふうに今確認をしております。現在千丈溪の歩道につきましては平成25年から災害が続いております、災害の復旧を優先して中国自然歩道が通れるように考えて進めてきましたが、今後そういった支線の整備については事業費もかかることですので、現場を改めて確認をして今後の対応を考えていきたいというふうに考えております。江津市との連携なんですけど、当然二つの市町にまたがる観光施設ですので江津市の担当課ともしっかり連携をしながら、整備それから活用のほうを進めていっているところでございます。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 見に行くとき時間があれば別について行っていいし、こういった写真を撮っているのもまた資料として提供したいと思っております。あと観光分野以外についてウォーキングをやる場合についても、夏だと熱中症だとかリスクがあるのでリスクの少ない紅葉シーズンにやるとか、開催するには何が必要であるとか開催出来ないのであ

れば何が駄目なのか、また機会があれば御報告していただきたいと思うんですけど。ここで教育長にお話をお伺いしたいんですけど。全員協議会で子供たちにふるさとのよさを確実に伝えていくとおっしゃいました。自分そのとき厳しい顔をしてたと思うんですけど心の中ですごく喜んでおりました、自然体験の場は千丈溪に限らず邑南町12地区にあります。例えば今回千丈溪について言いましたけど井原地区であれば深篠川。ここは魚が泳いでいるところも見えるし植物もたくさんあっていろいろ勉強もできる。さらに奥に入ればたたらも学習できる。先日行われたたたらに関する講義に参加しましたが、その前日たたらに詳しい方と3人で一緒に山に入ってたたらがあることがわかって、そういった場所は邑南町数多くあるんだけど本当知らないだけかなと思いました。先ほども言いましたが既に自然体験ができる場所があるので、つくるというよりはまずは知ることが大切だと思っております。できれば千丈溪というものをもっともっといかしていきたいと思いますので、千丈溪でまず小さな取組から始めていただいてそれを12地区に広げていきたい。最初千丈溪やってそのノウハウで邑南町12地区に広げていき、そういった取組を発信していく。さらにその先の目標としては自然の中で今社員研修等行っているところもあります。邑南町ってこういう取組をやっているんだということで、そういった可能性もあるかもしれないし、教育ツーリズムなどの観光の可能性もあると思うんですけど、教育長の考えをお聞きしたいと思っております。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 今、野田議員のほうから御提案をいただきました。まさしくふるさと教育の充実っていうところで、お伝えをいただいたなというふうに思っております。まず学校につきましては、年間数時間を使ってふるさと教育の充実っていうのを基本的に図っていております。ただ小学校につきましては基本校区っていう制限があって優先されますので、全てのそういった文化的な場所等々で学習というのはなかなか難しいのかなあと思っておりますけど、もちろん千丈溪につきましては矢上小学校区になりますので、もちろん小学校のほうでも御検討いただいているというふうに思っております。今12館というふうに広がりをお求めおられたと思っておりますけど、公民館で単体につきましては日和公民館が先日千丈溪を使って取組を実施したという報告は受けております。ただそれも基本的に公民館内を中心でやりますので、今の邑南町としては館館交流といいますか、その館は館内というかその範囲を飛び越えた取組っていうのも今計画をしているようです。井

原だったら井原公民館のみではなくて、例えば石見地域全体で井原を勉強してみようとかそういった柔軟性というの今後問われるのかなあというふうに思っておりますので、これは是非ともですね12公民館ともにちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。その情報を確実に学校のほうにも伝えていって教材として、活用いただけるように我々も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 本当にこの間教育長がおっしゃった、子供たちにふるさとのよさを確実に伝えていくっていうこの言葉は、もうすごく心に響きましたので自分としても協力できることはしていきたいと思っています。邑南町のふるさとのよさをもっとももっと多くの方に知っていただいて、定住等につながるばと思っております。以上をもちまして一般質問を終わります。

●石橋議長（石橋純二） はい。以上で野田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時35分とさせていただきます。

—— 午前 10時 18分 休憩 ——

—— 午前 10時 35分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第2号、中村議員、登壇をお願いします。

（中村議員登壇）

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） おはようございます。11番中村でございます。今回は、新

教育長にですね、教育行政全般についてのお考え抱負をお伺いしたいと思っております。本年9月末をもって勇退されました土居達也前教育長の後を受けて、10月1日より大橋覚新教育長が就任をされました。私が議席を与えていただいた時には、既に土居教育長でした。以来13年半ですか、土居教育長は一貫した方針で教育行政を進められてきたと思っております。このたび大橋新教育長が就任され、この前教育長が進めてこられておりました方針がですね、今後どういうふうになるのか、継承されるのか、あるいは変更されるのか、あるいはどう発展されるのか、そういったところを、新教育長のお考えを、お聞かせいただければと思います。一つ申し上げておきますが、今回はあくまでもですね、教育長の個人的なお考え、今現在の個人的なお考えを述べていただければと思います。教育委員会としての、正式な見解を求めているというものではありません。ですが、公式に記録に残りますから、こっから先はちょっと今のところは言えんとか、ちょっとここは判断今んとこ出来んとか、いうことがもしありましたらですね、そういうふうにお答えいただければと思っております。最初に学校教育について質問をいたします。本町では、平成22年日和小学校の廃校を契機にですね、議会のほうからも、そのときの廃校を決めます条例が、改正案が出されたときの議会の一般質問では、たくさんの方が日和小学校のことの質問をされたように記憶をしております。その時に議会からも、今後の町の教育のあり方ということについて、意見の統一を持つとかないかんのじゃないかというような提案もありました。そういったこともあってですね、教育委員会では、今後の教育の在り方ということについて、検討に入られました。民間の町民の方も含めた検討委員会を組織されて、1年間かけて議論をされる。それから教育委員会の中でもいろいろ議論をされ、平成24年に、この今後の教育の在り方というふうなものを策定されております。ここではですね世界へも羽ばたける力として、そして高い志であるとか、高度なコミュニケーション能力、そういったものも含めた学力保障、これはもちろんのことですね、将来の隣人を育てるんだというような考え方から、学校と地域とのかかわりについても述べられております。私は、これ高く評価しておるところでございますが、新教育長としてこれに対する評価と今後についてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 中村議員、このように私の考えを伝えさせていただく機会をつくっていただきましてありがとうございました。なかなか教育委員会ではなくてという



ところでですね、少し緊張しておりますけど、述べさせていただきたいと思います。まずもって邑南町は、夢響きあう元気の郷づくりってところでスタートさせていただきました。私の記憶ではですね、この言葉を通して教育委員会として何ができるのか、どうやっていけばいいのかっていうことを考えさせていただきました。で、先ほど来からありますけど、やはり将来を見据えた教育っていうものを重点に置かなければ、こういう中山間、ある意味、いろんな厳しい環境ではあろうかというふうに思ってますけど、そこに頑張っって踏ん張れるといたしますか、我が事としてですね、この邑南町を支えていくような子供をつくりたいという思いは持っております。先ほど議員さんもおっしゃられました、教育のあり方と、日和小学校の統廃合を機にですね、もう明確なやはり方針を示そうということで、諮問答申という形で出てまいりました。これも議員さんおっしゃられましたけど、三つの目標が打ち出されたというふうに思っております。ただ、これもよくよく、見てみますと、やはり将来につながる人材を、もう一つキーワードとしてはですね、地域総がかりでっていうところ、決して学校だけではなく、家庭だけでもなく、みんなでっていうような意味合いがあったというふうに私は理解をしております。そこからスタートいたしまして、教育の大綱であったり、邑南づくり教育計画であったり、年間の実施計画を打ち出したりとしておりますけど、もう行き着くところは、人づくり、将来の担い手をどうつくっていくのかっていうところで、いろんな取組をさせていただいております。世界へも羽ばたける力っていうのが、一つのキーワードになっております。もちろん、まだまだ成熟の域には達しておりません。引き続き、土居前教育長が打ち出されました政策等々は、継承してまいりたいというふうに思っておりますし、ただ一方今、コロナ禍でいろんな社会情勢が大きく変化をしております。そういう意味では、ある意味、スピード感を持った対応もしていかなければいけないと。継承のみではいけないのかなあというふうに思っておりますので、そういうものをあわせ持つてですね、世界へも羽ばたける力、持続可能なまちづくりのですね、つくり手となる子供たちのために尽力してまいりたいという考えでおりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 新教育長のお考えを、伺わせていただきました。今後の教育のあり方が根底にあって、それは継承していきたいと。ただし、発展をさせていく部分も、今から考えていかなきゃいけないんじゃないかという御意見だったと思います。具体

的に少しお伺いしたいと思いますが、学力保障ということについてはですね、まだ、世界に羽ばたけるといふ部分では、途上であるといふふうなことをおっしゃいましたが、これは、我々、いわゆる教育の素人が関わるということとはなかなか難しい。学校現場にお任せするしかないのかな、という気がいたしております。我々地域としてですね、どう関わっていくのか、教育長から今言われた、将来の町を支える子供をつくって育てていくと、地域総がかりで育てていくっていう中で、その地域がどう関わっていくのかということだと思いますと、今、教育委員会では、地域学校という取組みと、教育委員会ではないですねごめんなさい、言い方がまずかったです。地域として取り組んでおる、子供たちへの関わりとすると、地域学校という取組みと、地域とともにある学校ということを取組んでおります。ちょっとですね、先ほどコロナ禍でということをおっしゃいましたが、ここ2、3年停滞をしているという印象ではありますが、この地域学校と地域とともにある学校の将来について、具体的などころで教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 中村議員、御質問の地域学校及び地域とともにということでございます。まず、地域学校でございますけど、先ほどありましたように、教育の在り方を通して、実際に生涯学習、社会教育としては何を具体的に進めればよいかというところで、地域学校という概念が出てまいりました。ご存じだと思います。子供たちにですね地域の素材を活用して学校ではなかなか味わえない、我々はダイナミックな学習というふうに表現をさせていただいておりますけど、そのようなものを地域の皆様のお力をいただきながら、実施をしてまいるというシステムでございます。よく勘違いされますのは、地域学校イコール体験活動を提供すればよいのではないかと、というふうによく言われますけど、実は我々としてはですね、その体験活動を通して、地域の方々の思いであったり願いであったり考えであったりというのを、子供たちにも伝えてもらいたいですし、子供たちに感じてもらいたい。それがいずれは、地域、将来につながっていくのかなと考えております。その当時は、まだ学校というような概念はございませんでした。まずは、地域でそういう土壌をつくっていかうと。今はですね、文科省のほうから指導要領の改訂等々があって、地域とともにという新たな考えも出てきたようでございます。これは学校と地域の協働の元っていうふうになっております。これはどういうことかと申しますと、学校と地域が同じ方向、思いを持って、それぞれ役割分担をして取り組んでいくと。今、実際

に、地域とともにってというのは学校のほうでは、学校の経営目標等々に地域の思いも入れていただいて授業等をいかしておりますし、もちろん地域のほうも学校の思い等々もお聞きして、公民館活動等を実施しております。地域学校の少し前に進んだ形がですね、地域とともにってという意味合いのものだろうなと思っておりますけど、これも地域学校、先ほど言いましたけども、既に邑南町はその当時から地域総がかりで子供を育てていくという体制に着手していたというところでは、非常に有効な策であったであろうし、今後もぜひとも地域のお力添えをいただきながら、育てていただきたいと思っております。その結果、子供たちがいずれその学校に今度は入校されてですね、校長先生であったり教頭先生であったりというところで、バトンタッチしていただける、そういったイメージを私は持っております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。地域学校というのは、いわゆる体験だけではないんだと、それを通じて地域の大人たちの思いを、子供に伝えていってほしいというところから始まったことだということで、それが少し進んだ形というか進展したものが、地域とともにあるという学校というところにつながっているんだというお話だったと思います。言われるように地域学校の立ち上がりのときは、地域が独自にという建前でありました。その当時そうであったんですが、それでもやっぱり学校との関係性というのは、まるで無しにということとは出来ない。学校の行事とのつながりもありますし、学校が運動会をやる日に地域学校やってもどうもなりませんから、そういった意味では、やっぱり連携は必要でありました。それが先に進んだ形というところで、地域とともにある学校ということですけども、地域とともにある学校の進め方というのは、もっともっと地域と学校とが連携を強めていかないと出来ない取組だろうと思います。地域とともにある学校か、あるいは学校とともにある地域か、ということも言われておりますが、極めて突き詰めていくと、学校運営というところにも地域が関与をしたくなるような、あるいはせざるを得ないようなことに将来的にはなりはしないだろうかと思っております。また、学校というのは最終的には学校長が運営の権限を持っておりますので、学校、あるいは学校長の認識による温度差が出てくるということもありはしないか。それから、実際の児童生徒に対する指導について言いますと、教職員の皆さんの温度差が、そこにあらわれてきはしないかというところが将来にわたって考えていくと、ちょっと危惧をされる部分かなと思います。そこで3番目の、具

体的な将来像ということですが、先般、全員協議会でも言われました。それから、今日も指導要領の改訂ということで、ふるさと教育の充実という話をされました。先般の全員協議会のときには、ふるさと教育の教育課程のプログラム化も考えたいということをおっしゃいました。地域によって課題というのは問題があるじゃなくて、題材に違いもありますし、それから進め方も違ってくると思われるので、その細かいところまで決めるということは難しいと思いますが、こういう方向性でやりましようぐらいのところは、ある程度の将来像を教育委員会のほうから示されるべきではないかなと。一緒になって考えるというところが必要なんでしょうけども、たたき台としてですね、それは行政のほうから示されるべきではないかなって思います。現在、学校コーディネーターを配置していただいております。地域の様々なふるさと教育の題材になるような情報提供であるとか、人材の紹介であるとか、そういったことに携わっていただいております、大変有意義に活動されていると認識をしております。こういった学校コーディネーターの充実であるとか、今は、羽須美、瑞穂、石見でそれぞれ1名ずつですが、学校ごとにそういったコーディネーターを配置するとか、ほかな手段で言いますと、今度は学校側にですね地域連携の担当職員を学校側に配置してもらおうとか、そこが一緒になってふるさと教育ということに携わっていくというふうなことが出来ないだろうかなというふうな思いがあります。こういったことを今度組織的にやっていくっていうと、いわゆるコミュニティースクールになるかと思えます。学校運営協議会というような形の組織をつくるってということになれば、これはすぐに協議会をつくりましようってできるものではないでしょうが、コミュニティースクールというのは法律で定められておいて、これが、こういったことが出来ますということが定められておるものですので、これをまるで否定するということにはならないと思います。将来的なそういった方向も案として一つあるんじゃないかなと思いがするんですが、そういったことについて、将来像を教育委員会のほうから示すっていうことについて、お考えを伺えればと思います。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 具体的な将来像ということでございますけど、まず、見える化という意味では、今年度5年計画の邑南づくり教育計画の見直しの時期になっております。そこで、今一度将来を見据えた方向性というものを明確に示すよう、今準備に入らせていただきますのでよろしく申し上げます。先ほど中村議員さんおっしゃられました学

校運営に関してというところで、今コミュニティースクールというのが、実は文科省のほうから言われております。もちろん、法律にもきちっと明記をされておられます。このシステムは、今までは第三者評価委員会というようなものが各学校にあったかと思うんですけど、今度は学校の運営も含めて地域の方々と共にというところで、学校運営協議会というものが設置されます。もちろん邑南町もその取組に向けて少しずつではありますけど、歩みを今進めております。来年度にしっかりと学校を含めて説明会等々も実施をさせていただきながら、この精神を御理解をいただくという作業に入っていきたいと思っております。そうしますと中村議員さん御心配いただいております、いろいろ学校の先生方の温度差がどうなのかというようなところは、完全に埋まるということはちょっと想定は出来ないかもかもしれませんが、今よりかは埋まっていくと。もちろん、地域の思いもですね、当たり前前に、学校のほうにも届けられるようなシステムにもなっておりますので、そこは少し時間をかけさせていただいて、進めてまいりたいというふうに思っております。また、プログラム化につきまして、先ほど野田議員さんのほうからも御提案をいただいております。ふるさと教育というのは、私としては是非とも進めてまいりたい重要な教育であると理解をしております。ただ、今までは学校の方が時間が若干与えられておまして、ふるさと教育をいろんな地域の素材をいかして展開はしておりますけど、学校任せであったというところで私自身は少し反省をしております。言葉は少し荒っぽくなるとは思いますが、やっぱり地域の素材っていうのを、少し押しつけていきたいといひますか、地域にはこういったすばらしいものがあるというものを、まずもって届けていただきたい。それを教材として、先生方の方で利活用いただきたいところでいきますと、小学校1年生ではこういうことを知ってもらいたいなあとか、その中にもしっかりと地域の思いが入ってきますのでそういったものを、小学校1年生から中学校3年生まで9年間のプログラムつくることができれば、今以上の邑南町を知る機会を提供できるのかなあと思っているところでございます。また、学校コーディネーター増員を含めて、その充実をというような御提案でございました。実は他の市町では、各学校にあるいはその学校の実際に職員室に机を配置して、コーディネーターが活動しておられるという自治体もあるようでございます。邑南町は、地盤の一つに公民館に職員が配置をしております。公民館の職員、コーディネーター、この役割分担のもとにふるさと教育の人材素材を提供しておりますので、今のところを全学校にというようなことではなくて、まずもって公民館の今以上の充実も図っているというところでそこは、埋めていきたいと思っております。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。できれば将来的な地域と学校の関わり方、地域の中の学校、コミュニティの中の学校という考え方を持って、取り組んでいただきたいと思います。それから、学校コーディネーターの話で公民館職員をとということがありましたが、ちょっと公民館のことは、また社会教育この後で述べさせていただきたいと思います。学校教育のことで言いますと、最後になりますけども学校と連携できる地域の範囲というところで、学校区があるんだろうと思いますが、そこと学校とのつながり、ずっと今の地域学校であるとか地域とともにある学校とかっていうところでずっと取り組んできておる。そういうことも踏まえて、4番目になりますけど、学校の統廃合に関する考え方、現在の学校の存続についてどういうお考えであるかをお聞かせください。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外、

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 学校に関する統廃合についてでございます。結論からまず申し上げますと、現在のところ統廃合という考えはございません。以前よりお話がありました。また、文科省も示しております。学級数あるいは子供たちが少ないと、こんなデメリットがあるよってという示しをしております。例えば、友達同士が切磋琢磨出来ないのではないかとか、あるいはその協働な学習がなかなか難しいのではないかと。どうも我々からすると、マイナス的な要素を示している感じがしておりますけど、実は一方で学力については、小規模校が低いのかっていったらそうではないデータももちろん出ております。邑南町は以前より、日貫小学校で小規模校に関する今のメリットを最大限いかすための事業に取り組んでまいりました。その結果まずもって学校の先生方、保護者の皆さま、もちろん子供たちもですけど、小規模校の負のイメージを払拭出来たっていうのは、言っておられます。こういった成果を、是非とも邑南町も求めていきたいということで、統廃合はしないと言いましたけど、まずもって小規模校のやはりよさ、やっぱりメリットを最大限にいかす。誰が得するのかといたら子供たちです。子供たちのために、地域あげて小規模校の良さをしっかりと確実なものにしていくところでございますので、現時点はそのように、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、現在のところ、統廃合は考えていないという答えでした。日貫小学校の取組については、我々議会でも視察に行かしていただいて、最終発表会のところで見させていただいたり、先生方といろいろお話をさせていただいたりしております。よく認識をしておるつもりです。一度前教育長のときに、そのことを他の学校にきちんと伝えてくださいということをお願いをしましたが、そのところは地域性もあって同じような取組がどこの学校でもできるということにはならないかもしれませんが、メリットを最大限にいかす手法というものを他の小学校にも小規模校にも伝えていただいて、邑南町をあげて小規模校のメリットをいかした教育ができるような取組をお願いしたいと思います。2点目に入ります。社会教育について問います。教育委員会では平成30年9月に今後の公民館のあり方として、協働づくりの場を目指すとされました。今年度の教育方針では住民自治の実現について、公民館として関わっていくということも述べられております。こうした公民館を中心とした現在の社会教育のあり方の評価と今後の展開についてのお考えをお聞かせください。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 続きます、社会教育でございます。先ほど、公民館の位置づけについてもおっしゃっていただきました。まさに協働づくりの場っていうのを、公民館はやはり目指していかなければいけない。この協働づくりの場っていうのは、実は公民館の主事が先頭に立っていろいろ仕掛けていくという意味ではなくて、ともに協働していきけるような学習の提供であったり、我々は後方支援と表現をさせていただいておりますけど、そういった中で実勢を育んでいただくという取組を、今実際にやっております。そういったものを含めて、いろんな計画も統一性を持ったことをやっておりますので、先ほども言いましたけど、邑南づくり教育計画だって同じように、公民館というのは協働づくりの場っていうのを意識した取組を、今後もやっていくとところで考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 先ほど言いました、協働づくりの場ということを主眼に置いて取り組んでいきたいというお答えだったと思います。協働づくりの場、協働ですから公民館と地域との協働ということになります。今年度の教育計画に掲げてあります、住民自治ということ、これは地域の問題ですからそこに公民館がどう関わるのかということが、今年度のテーマだよという書き方がされておりました。いずれにしても、これ地域と公民館の連携ということ。具体的に一つお伺いしたいのは、地区別戦略に今取り組んでおりますが、そういった地区別戦略の実施団体などとの連携の在り方について、お考えをお伺いしたいと思います。地区別戦略が最初立ち上がったときには、公民館エリア、公民館単位で実施しますけども、公民館は直接は関わりません。最初はそういうスタンスだった気がしております。そのことについて、本当にそれでいいのというような話もいろいろございましたが、そういったことも含めて、まだ地区戦略のほうは2期目途中ですんで、いまだ続いていくと思います。そういったことについて、公民館がどう関わっていくのかというお考えをお聞かせください。

○三上生涯学習課長（三上徹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上生涯学習課長。

○三上生涯学習課長（三上徹） まず、地区別戦略団体との関わりについてでございます。直接関わらないということの理解は、主になって地区別戦略団体を動かしていくという部分のことと理解しております。令和3年3月社会教育フォーラムにおいて、地区別戦略発展事業の中で公民館が果たせる役割というところをテーマに、公民館と地区別戦略団体とどう関わり方をしていくべきか、公民館として何をするのかについて参加者とともに議論を深めてまいりました。その際、地域の実情、公民館それから地区別戦略団体との関わり方の状況は、地域ごと、公民館ごとに非常に差異があるということがわかりました。まずは、公民館と地区別戦略団体で互いの関係を持つことで、スタート地点に入るという考えを行った公民館もあり、今後は定期的な会議等を通じてお互いの思いや活動状況について共有していくとし、地区別戦略団体と公民館等が課題や目指す方向性を共有し、事業等を協働して実施していき、さらには地区別戦略団体の活動事業の実施に際して、それぞれの公民館ごとの関わり方で、様々な支援やサポートをする立ち位置で公民館が関わっていくことを社会教育フォーラムで確認し、3年度からさらに取組を進めてまいっておるとこ



ろでございます。現在のところで言いますと、今年度では矢上公民館では地区別戦略との連携により、ウクライナを支援する募金活動であったり、石見スタジアム芝生広場を会場にしたフリーマーケット、共催活動として生き物観察会、親子キャンプ、放課後こども教室を実施しております。また、田所公民館では、地域団体田所をどがあすしよう会との連携により、田所地区のシンボルであり文化財的価値の高い二ツ山に着目し、歴史講演会や朝日を観察する会やなど、また武者行列などの活動を行っております。このようにこれまでになかった活動が、関係団体との連携により少しずつ見られるようになっております。今後は各公民館でこれまでの連携をより深め、学習活動の支援を進めていきたいと考えております。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 今、実際に実施をしている事例をお話をさせていただきました。議員、御指摘あったように、以前はなかなかこういった協働活動というのが表には出ておりませんが、今はこの社会教育フォーラムを通して、それぞれ地域の形は違いますがそれぞれ関わっているという事実を、各公民館も含めてつくり上げていただいております。先ほど来申してますが公民館はやはり、1番主体的に動いていただけるような地域との関わりというものを、まずもってつくり上げていかないと、未来永劫にわたってというようなつながりは、出来ないのかなというふうに思っておりますので、学習であったり教育であったりというのも、公民館が提供する重要な役割だと認識をしております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 地域によって差異があるんだけど、12公民館それぞれで支援であったりサポートだったりをしているということが、課長のほうから事例を含めて報告があって、教育長は、主体的に動く地域づくりのための社会教育機関だという御答弁だったと思います。社会教育の場としての公民館というのが、生涯学習課長であったり、教育長が言われた今の公民館のあり方なんだと思うんですが、一昨年12月にも述べま

したけど、それだけで公民館の施設を使うのはもったいないんじゃないだろうかということが一つあります。現在地域コミュニティのあり方検討委員会で、地域みらい課のほうでは検討を進められております。先日羽須美地域での懇談会に出席させていただきました。地域運営組織の必要性についての議論がされているように伺いましたが、この検討会の中で公民館と地域との連携について議論が持たれているかどうかをお聞かせいただきたい。あわせて、地域運営組織についても、どういうお話が出ているのかをお知らせいただけたらと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地域コミュニティのあり方検討委員会での、議論についての御質問でございます。まず地域コミュニティのあり方検討委員会は、まちづくりの基盤を担う重要な組織であるコミュニティのあり方について広く意見を聴くとともに、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた仕組みづくり、仕組みを検討するために組織した検討会議でございます。委員については、自治会長やNPO法人などの地域コミュニティ関係者や公民館関係者、町議会や県の研究機関の研究員などで構成をしております。今年度の5月から会議を開始しておりまして、これまでに4回会議を開催しています。議員御質問の公民館と地域の連携についてでございますが、これまでのところ具体的な議論は行っていないところです。これまでの議論では、人口減少と高齢化による地域の担い手不足について、大きく二つの視点から議論をしてきております。一つは、本当に人がいない集落をどう支えていくかということです。これについては、集落への所属意識が高くて集落は今後も残っていくものと考えまして、小規模高齢化した集落でも安心して過ごすことができる仕組みとして、地域運営組織による集落機能の補完ということについて、検討会で議論してるところでございます。二つ目の視点としましては、人はいるが参加しない参加出来ないということはどうするかという点です。検討委員会の皆さんからは、根本的な課題の解決を望む声も多く出されておりました、この部分については社会教育が果たす役割が大きく、第5回目以降の検討委員会で地域と公民館のあり方についても御議論いただく予定としているところでございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） コミュニティのあり方検討委員会での内容を、お聞かせいただきました。これもやっぱりその地域によって差があるんだろうと思うんですが、限界集落をどう支えるかというところでいうと、地域運営組織っていう考え方がこの中で議論をされているようです。これが地域運営組織だというものが邑南町内にあるのかどうかというところですが、まだ運営組織だということにはなっていないのかもしれませんが、羽須美の小さな拠点の関係で、あすな応援隊が立ち上がって、その前に口羽てごおする会があつてというところが、何がしかそういう議事団体かなあという気がしております。将来的に、地域に差があると言いましたけども将来的にこういった組織は、地域運営の上では必要になってくると考えられます。実際に、羽須美地域ではもう既に必要だという議論もされますんで、それと、今後社会教育の側から地域運営に参加するようなことを、ということで公民館との関わりを今から議論するんだというお話でしたが、その議論を先取りするような質問で申し訳ないですが、この地域運営組織の育成に対して、公民館が果たすべき役割っていうか、どういう立ち位置でおるべきと考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 地域運営組織と公民館の関係性でございます。個人的には、地域運営組織の中に公民館も含まれていくものと思っておりますし、地域活性化に向けて一極集中っていうのも、なかなか難しいんだろうなと思っております。そういった意味では、今議員さんおっしゃられました既存の団体等々もしっかりと入っていただきながら明確な役割分担をして、それぞれ地域の将来に向けてっていうところでございます。そうした時に、やはり公民館の役割っていうのは一体何であるのかっていうのは、ぜひとも今後地域との協議も含めて、合意形成の上に明確な動きを、地域からは御示唆いただければいいなあと思っておりますので、引き続き継続協議ということになるとは思いますが、公民館も一員にももちろん加えていただいて、御議論してまいりたいと考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 1点ちょっとお聞かせください。一極集中という言葉は使われましたが、それはどういう意味か。どっかの組織に一極集中するということなのか、地域に一極集中するなのかちょっとそこだけ教えてください。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 申し訳ありません。一極集中って言わせていただいたのは、地域でございます。いろんな得意な方もおられます。そういった方を、役割分担という形でそれぞれの特定の能力、考えも含めて地域にいかして行っていただきたいなという意味で申しました。力とかですね、一人に全てってということではなくてというようにところで。そうしますと、公民館の役割も明確になるのかなあと思っております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 一昨年の12月にも申しましたけども、私は持続可能な邑南町であり続けるためには、少なくとも12公民館エリアの地域コミュニティが持続することが第1条件だと考えております。そのためには、施設としての公民館、社会教育としての公民館活動ということじゃなくて、施設としての公民館が果たす役割には、大きなものがあると考えております。そうした役割を果たすためには、いろいろ公民館の多機能化ということを訴えてまいりましたが、いきなり、そういった多機能化というようなことは困難かなというふうな思いがありますけども、現在の自治会、集落などの持つ、先ほどからありましたような、限界集落であるとか、担い手不足であるとか、それから参加者がいないとかっていうふうな課題を解決するために、公民館の果たす役割、あり方について、教育委員会だけで考えるのではなくて、関係各課、あるいはそれぞれの地域、そこでの協議が、これが絶対必要なんじゃないかと思うんですが、その点について聞かせください。

○大橋教育長（大橋党） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。残り時間が5分となっておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

○大橋教育長（大橋党） 御提案をいただきました。もちろん教育のみならず横断的な取組によって、誰が一番幸せになっていけるのかというのを、組織内でしっかりと協議をした上で進めてまいりたいと思っております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。必要性は認めていただけたと思います。今回は、新教育長に教育行政全般についてお考えを伺いました。私は、本町の教育施策に対しては、基本的には賛同するものであります。しかしながら、それを具現化する段階で、特に地域の中で具現化する段階で地域との連携の手法、そこにちょっと思いを異にする部分があるのかなあと、思います。地域の中の学校、地域の中の公民館、コミュニティの中の学校、コミュニティの中の公民館、学校の統廃合の意見も伺いましたが、その地域に住み続けるためにその地域に何が必要なのかというもののなか、小学校というのは必ず入ってくるんだと思います。ですからそういった地域コミュニティの中の学校であるとか公民館であるとかっていうようなものが、しっかり機能をしていくための手法を、ちょっと思いが違っている部分があるのかなと思います。これは先ほど、関係各課や地域との協議を行う必要があるんだってことは認めていただきましたので、そういった協議を進める中でこの部分については、乗り越えられるものと私は考えております。新教育長には、この我々の期待に込めていただけるよう、ともに取り組んでいただけるように期待をして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

——午前 11時 32分 休憩 ——

—午後 1時 15分 再開—

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第3号 日高議員、登壇をお願いします。

（日高議員登壇）

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、4番、日本共産党、日高八重美です。今日はよろしくお願ひいたします。まず初めになんですが、今すさまじい勢いで物価高騰が続いています。皆さんも日々の生活本当に大変だと思います。どの家庭においても経済的な厳しさに直面して、子育て世代にとってはなお深刻な状況です。そのような状況のもとで、本定例議会に、令和5年度の小中学校の給食費を値上げして、保護者負担を求める議案が提案されています。保護者負担の増額分の総額は、年間273万円と先日お答えがありました。日本一の子育て村を掲げる町だからこそ、この苦しいときに公費で支援すべきではないかと申し上げておきます。先日、ある保護者の方からお話を伺いました。母親の方で1人で小学生2人を育てていらっしゃる方です。お話の中では、今の給料でぎりぎりのやりくりをしている。給料が入っても光熱費とか、子供の習い事、携帯料金などの引き落としをされると、貯金も出来ないくらいお金は残らない。当然子供たちの貯金も出来ないということでした。子供たちが大きくなるにつれ費用もかかるので、これから進学するにあたっての準備するお金が心配で、計画も立てられない。将来の不安があります、というお話でした。そして給食費ですけれども、小学生お二人分の給食費は、当然1万円を毎月支払って、これが大きな負担だとお話しされてました。その方の周りには、同じような境遇の方も多くて、自分たちよりもっと厳しい家庭の方もいらっしゃる。月々の給食は支払っているけれども、今後払えなくなったときお弁当になるのだろうか。家にはお金がないということで、子供に負い目を感じさせたくない。いつも欲しいものを買ってやれるわけではなく、裕福でない事情は、子供たちもわかっている。子供たち自身が、お母さんの財布の中身の心配をする。そういう言葉を子供が発するようです。日頃から物を大切にすることや、無駄遣いをしない暮らしを子供たちに語って、悲壮な日々ではなく、明るく子供たちと一緒に夜は寝て、楽しかったことを聞いてみんなで寝てますということでした。このたびの来

年4月からの給食費の値上げを知り、新聞の報道を見て、この値上げのことを知って、大変ショックだった。日本一の子育て村を掲げているけども、全国では邑南町以上の子育て支援をしている自治体がたくさんあるではないか。ぜひ、給食費を無料にしてほしい。そういう話を1時間半ぐらい聞かせていただきました。日々の生活の大変さ、ご苦勞を日常生活の状況も踏まえてお話しされることを聞きまして、本当に胸が詰まる思いでした。ちょっと前置きが長くなってすみません。それでは、本題に入りたいと思います。私は、今年の6月の定例会の一般質問で、学校給食費の無償化を取上げました。町長の答弁では、無償化にすると、年間費用その時点で年間5,100万円必要。やりたくても出来ないという御答弁をいただきました。今年7月29日の時点で、文科省が学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組をしている自治体を調査されています。既に御存じかと思いますが、1,793自治体から回答があり、そのうちの1,491自治体、83.2%が臨時交付金を活用して、保護者負担の軽減を実施、または予定しているという回答があったようです。現在島根県では、吉賀町は既に完全無償化を実施しています。隣の美郷町では今年の9月から令和5年の3月まで、新型コロナの臨時交付金を活用して無償化をしています。邑南町では、来年3月までの食材費の値上がり分に、臨時交付金を活用されていると思います。今年の9月に、これも文科省のお知らせですけども、物価高騰などに対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況ということで、自治体など関係者への取組状況を周知し、学校給食費の保護者負担軽減等に向けた取組を促したいという、文科省からのお知らせがあったと思います。このときに邑南町では、短期間でも給食費を無償化にするという検討、判断は出来なかったのでしょうか、お答えをお願いします。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学校教育課長補佐。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 邑南町では給食費に臨時交付金の活用を行い、無償化がなぜ出来なかったか、という御質問だと思います。新型コロナ感染症の影響が長期化、また、円安やロシアのウクライナ侵攻など世界情勢の不安定化により、食材費は大変多くの品目において価格が上昇しております。先ほど議員言われたように、このような状況に文科省はコロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用により、保護者の負担が軽減されるようにと全国の自治体に通知が行われ、邑南町もその財源について物価高騰を抑えるために物価高騰に対応し、給食費が上がらないように対応をさせていただいております。その中でも、交付金を使って多くの自治体が無償化や一部補助について実施し

たということもありますが、来年度以降を継続して無償化を行うという自治体は僅かのよ  
うに聞いております。また、これまで邑南町は給食の献立の内容を工夫したり、様々な食  
材を手に入れやすい安価なところから仕入れるようにして、様々な工夫をして価格を抑えて  
おりました。現時点において物価高騰の影響が大きくなり令和4年度は難しいということ  
で、先ほど説明させていただきました臨時交付金のほうで充当させていただきました。その  
ような経過の中、議員さんおっしゃられるように無償化をしなかったという理由ですが、  
学校給食に無償に重点を置いた交付金を活用するのではなく、広く町民の方にも活用する  
べきと考えており、こうした判断のもとに今年度限りの一時的な学校給食の無償化につい  
ては、実施しないということ結論としております。以上です。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、新型コロナによる臨時交付金を活用するのは、広く  
町民に活用するというので、この給食に対しての臨時交付金を活用した無償化はしなか  
ったとお聞きしました。しかし、これだけ物価が上がって1人世帯とひとり親世帯とか、  
非正規の働き方をされてる家族とかがいらっしゃる中で、本当に、今の子供たち、日本一  
の子育て村にいる子供たちに、直接に支援ができるのは平等に支援ができるのは、給食費  
ではないかなあと考えます。私が6月からこの給食の無償化を要望するのは、前回は申し  
ましたが、憲法26条は義務教育は無償にすると定めています。しかし、学校給食法では  
学校給食は食育であるともされてます。食育である給食も教育の一環ではないかと、前回  
も但しました。町長は憲法に示されていることは、国がやるべき事だと答弁されてます。  
もちろん、憲法の精神に基づいて給食費の無償化を国の責任で実施するよう求めていくこ  
とは必要です。しかし、学校給食法の中に表記されてる食材費は、原則、保護者負担とい  
うことが書かれているわけですが、国は自治体の判断で全額補助を否定しないとして  
います。このことに対して、どのように解釈されているかということなんですけど、先ほ  
どの質問で無償化に出来なかったその理由の前段に、この食材費は原則保護者負担である  
ということがあるからなんですか。ちょっとそこのところを、もう一度教えてください。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 議長、番外。



●石橋議長（石橋純二） はい、植田学校教育課長補佐。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 議員おっしゃるとおり、学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する、保護者の負担とすると明記されています。確かに、国は自治体の判断で全額補助は否定しないと言っておりますが、もし保護者が負担しない場合の町の負担としてする場合がありますが、先ほど議員おっしゃられましたように5, 100万円程度の財源が必要となってまいります。現在このような非常に財政状況厳しい中で、毎年この予算を確保することは困難と考えております。また、先ほど最初に言われたように非常に厳しい御家庭には、邑南町独自に就学援助に関わる認定基準がございまして、こちらの認定基準としましては年齢により基準額が違うんですが、世帯総数から算出する生活保護基準額の合計と世帯の総所得の額の差が何倍あるかによって支給されるものでございます。国の基準は1.3倍未満となっておりますが、町独自の1.4倍未満までは給食費の全額支給であったり、1.5倍までは給食の全額支給などの支援を行っております。さらには、それプラス給食費についての補助として、町の独自の補助として地産地消分の食材費の5%の補助であったり、石見和牛の購入の一部補助だったりなどしております。邑南町としましては食材費に係る費用全てを保護者負担としているわけではございません。もし、全額補助、全額の無償化を求めるのであれば、先ほど言われたように国に対しての財政の支援を求める必要があるのではないかと考えております。また、今後も価格上昇が見込まれるようであれば、給食の値上げをできるだけ抑えるような普段の努力もしてまいりますし、給食の内容の検討や仕入れ先の新たな開拓などを行いながら、価格が抑える努力をしつつ子供たちが楽しみにしている給食を引き続き提供するように、努力していきたいと考えております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、原則保護者負担についてにどう考えておられるかということをお聞きしたわけですが、給食費を完全無償化している自治体は2017年のときには76自治体ぐらいだったと思うんですが、現在は224ぐらいに増えてるはずですよ。やっぱり、これだけ今の社会情勢から無償化をしないとイケないと考えた自治体は、明らかに増えているわけです。冒頭申しました保護者負担を求める来年度の給食費、それは今の流れでいくと逆行してるわけです。保護者負担が原則で書かれてるけど実際は

そういう理解じゃないかということをおっしゃると、大体財源がないということをおっしゃられるという自治体も多いようです。邑南町もそうだと思うんですけど財源のことは、ちょっと今ここでは触れる予定はないんですけど、しかし、今年度の決算を見ても黒字、昨年も黒字だったと思うんですけど、そういう黒字になった部分を町民に還元するという考え方もあっていいんじゃないかなあと私は思いました。食材費は原則保護者負担について、改めてもう一度お聞きするんですけど、この考え方っていうのは、変える予定、変える予定っておかしいんですけど、もう一度、町の解釈をお願いしていいですか。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学校教育課長補佐。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 原則として、食材のところは保護者さん負担というところは変わらず。それプラス地産地消分として5%の補助。それと、石見和牛の補助も継続していくことで、このまま事業を継続していきたいと考えております。それより上のところという予算的なこともございますので相談ということになると思いますが、あとは給食センターの皆さんと相談しながら、今ある地産地消の食材とかを使いながら、やはり献立の工夫とか生徒児童さんに喜んでいただけるような給食が提供出来たらなど考えております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、ちょっとしつこいようなんですけども、食材費は原則保護者負担っていうところなんですけども、この規定は保護者に負担を求めるということじゃなくて、経費の負担区分はこうですよっていうことであって、必ずしも保護者が払わないといけないっていうものではないんじゃないかなと私は解釈をしています。今回の値上げのこともですけども、5%の町からの補助があるとか、地産地消というところでは地場産のものをできるだけ安いものを使うとか、そういう努力されてるという点では今後も引き続き、いいものを安く仕入れていただけるようお願いしたいと思います。給食の無償化は、ただ単に保護者に負担をできるだけしてもらわないようにというか、そういうこともあるんですけど、給食費の無償化をするということは保護者の経済的な負担の軽減

はもちろんなんですけど、子育て支援とか少子化対策、定住とか移住の促進にもつながると思います。先ほども、課長補佐さんが言われましたけど、地場産の食材を活用することは、野菜とか肉とか牛を飼ってらっしゃる方とか、農業者の皆さんを支えて元気づけることにもなると思います。旬のものは、栄養価が高く、おいしく、安くて新鮮。生産者の顔が見えて、農薬や化学肥料についても、直接生産者の方とお話が出来て、いろんな要望も聞いていただける、午前中に教育長がおっしゃってましたふるさと教育、その一環にもなると思う。体験学習もできると思います。そういった食べ物の意味ですよ、いろんな人の関わる中でいただく食べ物というものが、どうやって自分たちの生命を支えているかとか、あと環境を壊さないことで自分たちの生活環境を、いい環境で持続させていくということを、学校、子供たちに教えていくことが、食育ではないかなあと考えてます。今言ったように、食育の推進とか、保護者の経済的な負担とか、子育て少子化対策、定住移住の促進とかになると、学校給食で担当課、教育課だけの問題じゃなくて、地域みらい課とか保健課とか福祉課とか、そういったところといろいろ関わってくる問題だと思うんです。給食費をできるだけ抑えるとか、無償化は出来ないにしてもそれをどれだけ抑えるかとかね、そういった全体的な総合的な判断で、ぜひ給食の無償化については検討していただきたいなと思います。今は予算編成の時期なのか、もう終わったのか、ちょっと私はよくわからないんですけど、この無償化ということに対しては、町長の判断も要ると思うんですけど、各課のまとまった横断的な支援というんですか、各課が関わって今の子供の状況とか、定住の問題とかも含めた中の給食費の無償化についての論議っていうのは、今までされてきたのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学校教育課長補佐。

○植田学校教育課長補佐（植田啓司） 今まで議員言われるような、無償化課題としたような会議のほうで議論は行っておりません。主に、食育であつたりとか地産地消であつたりとかそういう会議のほうで参加させていただいております。以上です。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 議員御質問の、無償化でございます。教育委員会といたしましては、子育て日本一、今これを大きく捉えております。それは何かと申しますと、学びの機会の保障っていうことでございます。午前中も学校の統廃合という質問がありましたけど、まずはそういった保障していくという、機会を保障していくというところ。どうしても予算というのも一つの要因になってまいりますので、予算を考えずについていうわけにはいかないかもしれません。ただ、そういった学びの保障っていうのを、しっかりと確保していきながら、移住定住にもつなげていきたい。また、議員御提案いただいております無償化でございます。これも邑南町独自の制度を設けて実施をしておりますので、そういったところを踏まえて総合的に判断して、現時点の無償化を考えていないと思っておりますので、御理解をいただければとに思います。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、最後に町長の答弁を求めたいと思うんですけど、今日本では子供の7人に1人が貧困と言われております。6人という文献もありますけども、今子育て世帯の所得格差が大きくなっているということと、教育にかかる費用が増大しています。物価高騰も重なって子供の食生活にも大きな影響を与えていると思います。学校給食の役割がますます重要になってくると思いますが、実際には、やっぱり給食費が子育て世帯の重い負担になってます。小学生で、1か月は4,770円、中学生は、5,100円、年間でいうと、小学生は、5万3,000円。中学生は、6万円という今保護者負担になってます。給食費が払えないから、給食は食べないということにならないようにしなくてはなりません。ちょっと現実的ではないかもしれませんが、今から世界の人口が増えたり気候変動の問題があったり食料難の時代が絶対こないとも限らないわけで、食べたくても食べれないという時代が来ないことを祈るばかりですけど、先ほど課長補佐さんも言われたように今やれることは何なのかどんな取組をすればいいのか、少しでも前進できる取組をぜひお願いしたいなと思います。いろんな課が関わるわけですけども、単に保護者負担を求めるだけではなくて、将来世代への投資という考え方があっていいのではないかなと思いますが、町長いかがでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 学校給食の無償化については、私も今の段階でもこれは国がやるべき大事なことだというふうに思います。議員がおっしゃったように1,740の自治体のうち、正確な数字はわかりませんが、200自治体が、例えば完全無償化をやっている。やっているとことやってないところがあるのかどうか。それはおかしいだろうと思います。少子化対策のど真ん中に学校給食の無償化というのを、国の責任においてこれやるべきじゃないでしょうか。それを共産党さんにもやっぱり働きかけてもらいたいし、我々首長も働きかけていきたいと思うんです。かつて保険証の問題です。保険料未納の問題で、医療が受けられなかったということがあったんだけど、今は健康保険料の未納の子供さんでも、保険証なしで受け入れるということが実現したわけです。医療についても食べることについても、これはまさに国が真っ先に考えるべきじゃないでしょうか。今度予定では令和5年4月に、子ども家庭庁が設置されます。そのど真ん中に少子化対策として、全国津々浦々給食の無償化というものを掲げてもらいたい。これがまさに少子化対策につながるんだろうと思っています。それと、もちろんその各課でいろいろと連携しながらやるっていうのは大事なことだと思います。どこまで邑南町できるかどうか。その前にやっぱりこの学校給食のあり方について、もう一度、地域、保護者、全ての町民の皆さんに、この学校給食のあり方について議論をする場が必要なんじゃないでしょうか。ここまですべて執行部と議会が白熱した議論をしてる中でおいて、もっともつこの場を、議論の輪を広げておかないとまずいんじゃないでしょうか。ぜひそれは、我々の責任としてそういう場を持ちたいなど。そっからどういうふうに考えていくかということをして令和5年度はやっていきたいなと思っています。何度も言いますが、新型コロナウイルス対策の特別給付臨時金で、それは一時しのぎです、また元に戻るんです。そういうもんじゃない。そこはぜひ御理解いただきたいと思っています。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、私もやはり議論が必要だと思います。日本共産党も学校給食無償化については、もう国のレベルでも国会なんかでも質問をさせてもらったりしています。私は町内の中で保護者の方の、実際に子育てされてる方の御意見というのをもっとこう聞いていかないといけないなあと、やっぱり賛成する人も反対する人もいらっし

やと思うので、幅広くいろいろな方の御意見もいただいた上で、また次のステップへ持っていけるように取り組んでまいりたいと思います。はい、それでは、次の補聴器の問題について質問をさせていただきます。補聴器の問題についても、何度かこの場で立たせていただいてお聞きしてることなので、またかと思われるかもしれないんですけども、この問題についてもちょっとお付き合いいただけたらと思います。難聴者の実態がつかめてないというのは今の率直な実情です。私は6月の議会の前に、町民の方の補聴器購入費の助成を求める署名というのを73名分を議長のほうに提出をさせていただきました。その後も、先日まで署名を集めて172名分を追加で提出しています。現在のところ245名の提出を出させていただいています。署名をお願いして歩く中で、やはり同じような御意見が出てくるんですけども、聞こえが悪くなって、会合に出ている声も聞き取れずに進行に支障が出始めてために、ついに補聴器を買ったんだという方もいらっしゃるし、障害者手帳があっても、自分の耳にあった精度のよいものを選ぶと助成金だけでは足りないということとか、障害手帳を持っていらっしゃる方が難聴そのままにしたら人と会うのがおっくうになって認知症になるかもしれない。でも、値段が高いなじまないの必要なときだけつけているなどの、本当に文献にあるような回答が返ってきます。現在、邑南町では聞こえに関する問診はないと前回の議会のときに答弁をしていただきました。私もいろいろ調べてみたところなんですけど、フレイルとか認知症予防など介護の予防の観点から前回お聞きしたのとかぶるかもしれませんが、この補聴器の必要についてはどのように考えていらっしゃるかお答えいただけますでしょうか。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 先ほど、議員おっしゃいました6月議会でも私どものほうから申し上げましたように、加齢性難聴は生活上の不便だけではなく、コミュニケーションが難しくなることで孤立や抑うつ状態になること、またそのことがきっかけで認知症やフレイルに陥る要因にもなることが心配されております。国の研究では、補聴器の導入による認知機能への影響につきましては今後も研究が必要とされて、難聴と認知症の因果関係とともに、まだ、結論づけられてないところがございますけども、高齢者の方が御自身の状態に合った補聴器を早めに使用して聞こえを維持することで、認知機能や生活の質の改善は期待できることは明言されております。加齢性難聴には、根本的な治療法がないこともありますので、聞こえでお困りの高齢者におかれましては、補聴器の利用は認

知症やフレイルの予防方法としては、有効な一つになると考えております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 補聴器、必要なものではあります。2020年に厚労省が取り組んだ事業の中に、自治体における難聴高齢者の社会参加に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究というのがあります。調査目的は、自治体における難聴高齢者支援の実態を把握するというのが目的でした。その調査された結果が2021年の3月に報告が出されてます。5点ほど報告されてるんですけど、その一番最初に出されてるのが難聴を早期発見する仕組みを構築することが書かれています。このことに関して、できるだけ早く補聴器を使用することが、高齢者の社会生活の維持や生活の質の低下を防ぐことができることが明らかになってます。今、課長さんが言われたようなことがこの調査結果でも報告をされてます。前回の議会のときに、そういった聞こえの調査が邑南町で出来ないだろうかと質問をさせていただきました。是非とも難聴者を早期に発見する仕組みづくりを始めていただきたいと思いますと思うんですけど、このことについて、6月以降何か検討されていることがあれば教えてください。

○坂本保健課長（坂本晶子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、坂本保健課長。

○坂本保健課長（坂本晶子） 難聴者の対応について、議員より御質問をいただきました。私のほうからは保健課についての対応について御説明させていただきます。議員のほうからも御説明いただきましたけれども、加齢性難聴が生活や社会生活に及ぼす影響で、早い段階から耳鼻咽喉科を受診して適切な治療につながることで、進行を緩やかにすることが望ましいと言われております。またそのためには、対象者御本人が加齢を理由に諦めるのではなく、年をとったから仕方がないと思わずに、難聴の兆候に早期に気づき受診へつながることが必要であるということで、保健課といたしましても同じように認識をしております。保健課といたしましては、従来より島根大学の協力のもとで、科学的根拠に基づいた保健事業というのを進めております。これは生活習慣病予防を中心としたものでございますけれども、今後は聞こえに関する支援につきましても国の研究や動

向を参考にしつつ、島根大学のアドバイスもいただきながら、専門的な立場からの助言を得ながら、御本人や御家族を含めた周囲の方々への情報提供ですとか啓発の方法、あるいは、議員から御提案にありました、本人が気づいて医療機関のほうへつながれるような、健康診査に合わせたようなアンケートにつきまして、これから検討してまいりたいと思っております。これにつきましては一体化事業との絡みもありますので、福祉課とともに検討していきたいというふうに思っております。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 実態把握や調査に関して福祉課として申し上げますと、3年ごとに更新される介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者の生活実態やニーズを把握するための日常圏域ニーズ調査というものが、今年度行われることとなっております。その調査の中にも幾つか聞こえに関する質問項目もありますので、その中で聞こえの実態について他の調査項目ともあわせて、福祉課としても分析をしたいと思っておりますけれども、先ほど保健課からもありましたように、保健課とともにこれから検診時等の調査も踏まえて、高齢者の聞こえに関する課題や実態の把握が引き続き努めてまいりたいと考えております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、保健課長のほうからもお話がありましたように年齢を重ねていくと、聞こえの障害があっても知らず知らずのうちに何となく聞こえにくくなっているなあということで、本人が気がつかないことが多いのが実情だと思います。加齢性の難聴は大体30代とか40代ぐらいから徐々に進行していくものなんですけど、定年の延長とか今そういう話もありますが、本人が自覚しない難聴を早く発見して仕事とかコミュニケーションに支障が出る前に、必要であれば補聴器をつけて現役引退後も元気で生活が続けられるようになればいいなと思います。福祉課長のほうから、今そういった介護の3年ごとの調査という項目の中に聞こえのこともあるということなのでぜひとも、そういう調査結果を活用していただいて、あとのフォローを十分にさせていただけたらいいなと



思います。聞こえの実態はそういう形で把握ができることにすごく期待をしています。ただ、値段が高いんです補聴器の。ということで先ほどの給食費のこともそうなんですけど、町民皆さんに平等にということにはならない。補聴器もなんですけどやっぱり値段が高いということで、買うのを諦めたりとか聞こえなくても我慢してるとかっていうような実態もありますので、全国でも助成制度ちょっと広がってきてます。ぜひとも邑南町でも購入費用の助成を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 御提案をいただいております、補聴器の購入助成を初め加齢性の難聴者への支援につきましては、地域性などにかかわらず全ての高齢者に起こりうる身体の機能低下に対する対応でもございます。そういったことで、脆弱な財政基盤の基礎自治体に対応するよりも、補聴器の購入費助成などの公的給付はもとより医療制度なども含めた幅広い支援が、やはり国により検討対応されることが本来であると考えておりますので、6月議会での質問への答弁もありますように、まずは国の施策としての要望に取り組んでいるところでございます。その動向を踏まえた上で、国の早期対応が困難だというふうな場合には、先ほど申し上げましたような調査や実態把握も予定しておりますので、そういった調査の中で町内の聞こえでお困りの高齢者の実態が把握出来た結果に基づきまして、全国の自治体の助成の実例も踏まえまして対応の検討が必要だと考えております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、先ほども申しましたがいろいろ調査をされるということなので、今後の施策に期待したいと思います。それでは三つ目の質問です。高校生の子育て支援についてということなんですけど、先日の町民議会での一般質問にも町内の高校生への支援とか対応は平等なのかという御質問がありました。私もその時に、あんまり高校生のことよく知らないなあと思いましたので、今回質問にあげさせていただいてます。まず、今邑南町での高校生への子育て支援というのは、どういったようなものがあるの

か、教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 高校生への具体的な助成についての御質問でございますけども、高校生へ直接に行っている助成は現在はありません。しかしながら、高校生が自己実現のために進学する際負担を軽減するための支援としましては、各種奨学金制度による対応をしているところでございます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 先日の町民議会の御返答の中には、通学定期代ですか、何かそういった支援ということが言われてたと思うんですけど、そのバス代というか、通学のための定期代の支援は、町からの支援ではないんですか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 先般行われました町民議会のときに答弁したのは、高校生に対する平等な支援でありまして、交通事業者として町が行っているバスに関しては、既に通学定期券という形で全ての高校生に対して支援をしてるところです。ですのでそういったところでは平等と考えています。ただ、矢上高校生に関しては、矢上高校生が利用されるバスについては一旦は購入していただいて、その購入費を補てんするという形になってますので、矢上高校生に関しては矢上高校の永久存続を目指した魅力化の取り組み中でやってるということです。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、先日も町長が邑学館の問題のときに、やっぱり矢上高校の存続のためということをおっしゃられました。そういった意味では、今医療費のことなんですけども津和野町は18歳まで医療費が無料で…、ごめんなさい突然ちょっと医療費の話になるんですけど、津和野高校も町外からの留学生というか町外から高校生を呼び込む一つの手段として、医療費とかそういうことを無料にしてるわけなんですけども、この矢上高校存続のためという意味では高校生に対する医療費の18歳までに無料ということなんかも考えられないかなあと思ってました。子供という定義は子供が18歳未満までをいうんですよね、定義の中では。今、邑南町では中学生までが医療費無料になってますけど、こういった町外からの高校生を来ていただくとか子育て支援に対しても、18歳までの医療費が何とか無料にならないかなあというふうにもちょっと思いましたので、この日本一子育て村を標榜というんですかね、掲げられた10年ちょっと前までは中学生までの医療費を無料ということにされてますけど、そのときに高校生までっていうふうにならなかったのは何か理由があったんでしょうか。

○坂本保健課長（坂本晶子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。坂本保健課長。

○坂本保健課長（坂本晶子） 子ども医療費の助成の対象者についてお尋ねをいただきました。この助成制度につきましては、議員おっしゃるように日本一の子育て村構想を策定したときに、その取組として義務教育までの子育て支援の充実として、中学校卒業までの保険適用分の医療費を無料化しようということで、先ほどの矢上高校とかということよりも子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を目的として、今日までずっと実施をしております。この制度開始当時は大変先駆的な事業でございましたけれども、現在義務教育においては、ほぼ全県で同様な取組が広がってまいりましたし、高校生にまで拡大された市町村があるということは承知をしております。本町においても、この日本一の子育て村の期間中、議員御提案のような御意見をちょうだいをしているところでありますが、例えば日本一の子育て村推進本部の会議でありましたり、子ども・子育て支援事業計画の改定に取り組んだ際のニーズ調査でありますとか、それから会議の場においてもそのような御意見をいただいて検討をしてまいりました。そのような委員さんからの意見でありますとか議論を踏まえて、経済的な負担軽減は十分であって、それよりも安心して子供

を産み育てる体制づくりを充実させるということを、本町の方針としてきた経過があるというところでございます。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、口羽医療政策課長。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） ただいまの保健課長の答弁をちょっと補足をさせていただきます。医療費無料化の対象が高校生までになってないというところの理由なんですけども、日本一の子育て村構想を平成23年度から、それに基づきまして町民の皆さんが安心して子育てができるようにということで、医療と保健、それから福祉、それから教育、それから生活環境、様々な方面から支援を行ってきております。具体的には身近で安心な医療体制を構築するための、公立邑智病院への支援連携といったものをはじめとしまして中学校卒業までの医療費無料化、それから第2子目以降の保育料の無料化、それから子どもまるごと相談室の設置とか、進学を支援するための三つの奨学金制度などあわせて、60項目以上の施策を総合的に展開していきました。また先ほど保健課長が申しあげましたように、日本一の子育て村推進本部の見解で、当時これ以上の保護者への経済的負担の軽減は十分である。それよりも環境整備を充実すべき、という意見をいただきましてそれを尊重して現在に至っております。それから財政面についても、現在の中学校卒業まで無料化したことについては、乳児医療費とか子ども医療費が毎年2,000万ぐらい負担している状況ですけども、現段階で対象を高校卒業まで拡大した場合は、さらに追加の費用が必要ということでございます。そのようなことで将来に向けての先ほどから町長等も申しあげておりますが、継続した財政確保は難しいということを現時点では判断してございまして、現時点では高校卒業までに拡大はしておらず、現行は中学校卒業までとなっているということでございます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、時間が迫っております。はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、今回はちょっと高校生の子育て支援の実態について質問をさせていただきました。今子ども条例が制定されようとしています。保護者の方から、小中高生3人の子供さんがいるお母さんなんかは、高校生まではそんなにいろんな

お金はかからない、学費も交通費も。だけども医療費が高くて本当大変なんだとおっしゃってました。これから大きくなると、進学したりすると学費も医療費もかかるので、負担のほうがちっと先行心配ということもありました。そして、日本一の子育て村に住んでいるという実感がないという声も、今日の前段で紹介したお母さんもそう話をされてますし時々そういう声を耳にするので、ちっとそのへん町としても日本一の子育て村っていうことの意識というか、もっとう町民が実感できるような対策が要るのかなと考えたりしています。来年度は、先ほどもありましたけど子ども家庭庁が創設されますけど、自治体にどのような指針を出されてくるのかわかりませんが、子供たちが自分たちは大切にされてるんだということが実感を持てるような、将来担う子供たちへの支援の内容を具体化して来年度の方針に盛り込んでいただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

●石橋議長（石橋純二） はい、以上で日高議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分といたします。

—— 午後 2時 15分 休憩 ——

—— 午後 2時 30分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第4号、宮田議員、登壇をお願いします。

（宮田議員登壇）

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 午後の少しつらい時間帯になりましたが、12月の定例議会にあたりまして一般質問をいたします。9月議会におきましても私ごとでおわびを申し上げましたが、3月議会の閉会後から病気の治療に入りまして、9月末から先月末で一応通院治療も終わりました。無事に治療が出来たということで安心感もあります。今後は、職責を果たすように一生懸命頑張ってまいります。どうぞよろしく申し上げます。今回は12

月議会で議論しなければならない、例年この時期には質問をさせていただく事項かと思えます。通告書の相手には町長あるいは担当課長としておりますが、事業の詳細につきましては担当課長さんのほうで答弁をいただければと思います。通告書の、まず日付が入ってなかったことと。2番に（1）が二つありますが、下のほうが（2）と読替えていただきたいと思えます。失礼をいたしました。今回は3点通告をしております。1点目は、財政状況が厳しさも増しているこのなかでの令和5年度の予算編成と事務事業について。それから2点目は道路周辺整備、あるいは、河川の整備が遅れているということが目につきます。そういったところで国、県、町道路周辺の整備と河川の整備について。それから3点目はJアラートの伝達。これを受ける本町の対応、全国瞬時警報システムのJアラートの伝達を受けた場合の対応についてということで、質問をしてまいりたいと思えます。それでは最初の質問に入ってまいりますが、令和5年度の予算編成と事務事業についてということでございますが、5年度の予算編成の方針等について地方自治法第2条の14項においては、地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、国民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。これは最大の効果ということについては、事業の評価、あるいは住民の皆さんの満足度、いろいろとあろうかと思えますが、一つはこの効果の評価、これは非常に確認をしにくいところでもあります。前年度に続きまして同じ切出しでございます。自治法を取り出しましたが、この自治法にもありますように住民の福祉の増進に努めなければならない。最近では答弁等でも使っていたいただいとるんじゃないかなと思えますが、このことは申すまでもありませんが地方自治体の使命であろうかと思えます。9月議会において3年度のメインテーマであります、いわゆる誰ひとり取り残さない人とつながり支え合うまちづくり。これに基づく総合的な事業評価を町長に求めました。町長からは、総合的な評価では不十分な状況も感じるという一部ではありますが、答弁を受けたと思えます。また今年度は、持続可能な社会づくりSDGsの追求をメインテーマとして、基本方針は新型コロナウイルス感染症対応、それと行財政の改善計画の着実な実行、これが掲げられております。現在は12月に入りましたのでもう終わるとるかな、来年度の予算編成に取り組んでいると思えますが、5年度の予算編成の基本方針そして重点項目、これらは過去年度の今申し上げました直近でいうと3年4年の事業評価や、あるいは本町が取り組まなければならない事業、これをどのように盛り込んだものになっているのか答弁を求めます。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 5年度予算編成の基本方針と重点項目、過去年度の事業評価や本町が取り組むべき事業をどのように盛り込む方針かとの御質問です。5年度予算編成の基本指針と重点項目については、過年度において、既に達成または変更したほうがよいと思われる方針や項目は掲載をしておりません。継続していくものでも現状に即した表現としております。発展させるものについては表現を変えております。必要性を感じて新たに加えたものもごございます。それでは、令和5年度予算編成の基本方針の継続するものや、発展させるものの変更点、新たに加えたものについて、代表的な例を御説明をさせていただきます。5年度予算編成方針の主題を、新型コロナウイルス感染症対応及び物価高騰対策と行財政改革のさらなる推進としております。4年度は、新型コロナウイルス感染症対応と行財政改善計画の着実な実行としておりました。5年度の副題を、地域経済地域社会活動の正常化への対応及び財政健全化の着実な実行としております。4年度は、新たな日常へ対応し財政健全化への道筋をつけるとしていました。また、大項目を4点にまとめております。1点目は国や県の施策財政支援を踏まえた、新型コロナウイルス感染症対応及び長引くウクライナ情勢、円安等による物価高騰対策の推進としています。この中では地域経済や地域社会活動の正常化をあげています。2点目は事務事業の見直しとしています。この中では内部統制のさらなる推進を新たに追加しています。3点目が公共施設の管理運営等の見直しとしています。この中で施設のあり方の見直しとして、公共施設等総合管理計画の改定、公共施設の設置、維持管理等のルールに基づく適正な実施、指定管理施設の運営方法の見直しを項目設定しています。4点目が行政コストの削減としています。次世代型行政サービスの実現の項目では、一部表現を変更しユーザーの目線による利便性向上とともに、業務の効率化につながる窓口システムの構築に向けた取組を進めていくこととしています。次に、重点項目について説明をさせていただきます。メインテーマを、持続可能な社会づくりSDGsの追求としてます。このテーマは4年度と同様なものとなっています。サブテーマは4年度が二つであったものを5年度は三つにしています。サブテーマの一つ目は、誰ひとり取り残さない人とつながり支え合うまちづくりとしています。このテーマは令和3年度はメインテーマとしておりました。令和4年度からサブテーマとしています。数年で達成できるテーマではないと考え、継続のテーマとしております。このテーマで4本の柱を設定しています。一つ目は住民や他団体との協働による地域課題解決では、SDGsにも配慮した地区別戦略発展事業、小さな拠点づくり事業及び持続可能な地域コミュニティづくりの推進、久喜銀山遺跡保存活用計画の策定と住民組織及び関係人口との協働、公民館活動を通じた住民自治意識の醸成及び地域総がかりで取り組む住民自治の構築についての項目の表現を変更しています。二つ目の子どもの健やかな成

長と学びの機会の保障では、令和4年度に制定予定の子ども条例に基づく子育て・子育ての施策の展開の中で、子育てに関する民間及び子どもサークル等との連携による新たな価値の創出、子ども条例化による関係機関との横断的な取組の実現、子どもの居場所づくりについての検討を新たに項目を設定をしています。三つ目の誰もが生涯元気なまちづくり持続可能なスポーツの振興では、後段の持続可能なスポーツの振興を追加をしています。多様な居場所づくりをはじめとした、ひきこもり支援策の推進、地域移行に伴うスポーツ指導者の育成、スポーツの拠点構想づくり、生涯学習スポーツの推進を新たに項目を追加しています。四つ目の地域振興拠点づくりの推進では新規の柱として設定をしています。項目としては道の駅の整備事業の推進、有効活用するための仕組みづくりとソフト事業の実施と検討、持続可能な魅力ある農産物直売所の支援、小さな拠点づくりハード事業が新たな項目となります。サブテーマの二つ目は、脱炭素先行地域の取組による豊かなまちの創造です。このサブテーマは表現を変更しています。ソーラーシェアリングの普及やスマート農業による脱炭素化の推進、おおなんきらりエネルギー株式会社PPAによる太陽光パネルと蓄電池の普及で電力の自家消費推進、いわみ温泉活用施設の省エネ改修などが新たな項目となります。サブテーマの三つ目は、行財政改革のさらなる推進です。このサブテーマは新規に追加したものです。内部統制のさらなる推進、行財政改善計画策定の推進、下水道事業の地方公営企業移行が新たな項目となります。説明のほうは以上でございます。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、コメント等は後ほど一緒にさせていただきたいと思っております。

本当に詳しい御説明をいただきました。

今年度は、いわゆる建設事業に伴う起債、これが将来世代負担、いわゆる将来への負担の先送り、これをするほどの大型事業を進めております。そこに持って行って円安、あるいはロシアウクライナによる侵攻等々を起因とする物価の上昇もありました。そういったところで、多くの事業で増額補正これが起きております。本町の財政には私は余力はないと思います。今の計画の中では3年度の決算状況から見ると、数値的には改善となっておりますが、これはある意味一時的なものと思えることも必要じゃないかなと思っておりますが、4年度は相当厳しくなってきたんじゃないかなと思っておりますが、そういった中



で、今何をしなければいけないか。今説明の中にも行財政の改革ということがありましたが、まずは行財政の改善改革、これはしっかりと進めていかないとこれから先、今申し上げたような大型事業等々を進めていくそして起債も増えていくということ、本当に前向きに考えていかなければ、なかなか先行きが見通せないんじゃないかなという気がしております。今4年度もちょうど8か月ぐらい経過した時点でございます。この4年度の基本方針は、新型コロナウイルスの感染症対応と行財政の改善計画の着実な実行、今度はさらなる推進というふうになるようですが、現時点で行財政の改善は、主なもので結構ですがどのように進めようとして、それが出来たのか答弁を求めます。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 現時点でどのような改善が出来たかという御質問だったと思いますけども、今現在それについては進行中ございまして、公共施設等管理計画の改定とか、それから事務事業の見直しとか、そのへんをこれから進めていく段階でございますので、今の段階では具体的な成果等は出ていないものと思います。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、言い方は厳しいかもしれませんが、今も言いましたようにもう4年度も8か月済んでいるんですよ。その中で、具体的に今やっていることが言われぬというの、私の捉え方からすると何もやってないんじゃないのと言いたくなるような感覚です。残りは確かにこれからいろんな事業については追い込みでなるかもしれませんが、この行財政等の改革っていうのは、これはもう年度当初から具体的に計画を立てて進めていくもんじゃないかなと思っております。そのことに時間をとっていてもいけません、もう一度そのような見解でこのことについては進めていただきたいと思っております。で、縷々今年度の予算編成の方針等について課長のほうから答弁いただきましたが、この5年度の事業方針等々について、町長現段階でどのような所見でしょうか。お伺いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 考え方は今の財務課長の話があったと思いますけども、いずれにしても財政的には厳しいものが今後出てくるので、基本的には今やってる事業は当然やり抜くということがありますけども、新規事業で、やはり精査しながらこれだけはぜひやっていきたいというものだけは取り入れてやっていくわけでありますが、あまり総花的にはもちろん考えておりませんし、やることについてやはりしっかり検証効果が出るようなものにしていきたいと思っております。一方ではやはり住民の方々の生活支援、あるいは道路とか様々な、やっぱり荒廃した地域もやはりあるわけでありますので、そこは一定の財源も確保しながら着実にそこは改良していくということも当然必要でございますので、投資的な経費というものもある意味ではしっかり確保しながら、皆さん方の生活に支障がないように、あわせて考えていかなきゃならんなど。そのバランスをやはりよく考えていきたいと思っております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 通告にしても、少し漠然としたところもあったのかなと思えます。それと来年度の事業の予算の編成のことをくどくど聞きますのも、やはりこういう状況下であればあるほどどのような事業をして、冒頭にありましたようないわゆる住民の福祉の向上につながる事業に結びつけるのか、今の町長でもありましたがやはりそういったところ、大型事業をやるんだからほかの事業は少し我慢しろよというようなことであってはならないと思えます。冒頭にも申し上げましたが起債を、いわゆる将来負担の世代に負担にする悪い言い方になれば先送り、こういったことで大型事業も集中しております。それから経済政策、円高等、国際状況の影響で物価高騰が続いております。これからもこれが下がるというよりは上がるという予想がどうしてもあろうかと思えます。そうすると先般の全協でもありましたが、やはり大型の契約これから結んでもスライド条項当然入ってくると思えます。これに伴う費用の負担も、ある程度考慮していく必要もあるんじゃないかなと思えますので、そういった意味ではしっかりと事業計画を立てていただきたい。本議会の通告書を拝見しますと、やはり事業費を伴う質問が多々ございます。財政が厳しい厳しいと言って暗い印象を与えてもいけません、今の状態でいって財政が大きく

変わるという財源は見受けられないように思いますので、そういった中ではやはり内部統制もしっかりとしながら、それから行財政の改善改革、これも今度はさらなる推進となりますけど、いずれにしても前向きに積極的にこれを進めていかないと、無駄なことをしとるというわけじゃないんですが、その中から何か本町の財源あるいは事務事業に変わっていくようなものを見出していきたいということで、5年度のしっかりとした事業計画予算編成をしていただいて、また3月に議論をしたいと思っております。次の質問に移ってまいります。国道、県道、町道と周辺の整備と河川の整備について。国道、県道、町道沿いには支障木いわゆる樹木、これが多く危険な箇所が多数あると。支障木という表現がいいかどうかと思って調べましたけども、これは公用的に使われているのであえて書かせていただきました。それと同様の質問というのは本当に過去何回もしております。過去の答弁では、例えば国道県道についてはそれぞれの道路管理者に要望するとか、要望しているとかというような答弁がありました。今回この改めてこの道路管理者に要望しているとは思いますが、国道県道あるいは町道沿いでは今の支障木が非常に多くて、道路に覆いかぶさっている箇所これほとんどの路上と言っても過言ではないぐらいあります。この状況は、他の市町県外でもあります。私も2か月半ぐらい広島に通いましたがやはり本当に大変なところ、離合するとかあるいは大きな乗用車、高い車。これなんかがよう通らんぐらいなところも、何箇所かあるような状況です。これから特にこの冬季の積雪で、例えば今は木にひかかった枝が落ちたりとかいうことも当然考えられております。この支障木が生えているのは、ほとんどが民有地ということも理解をしております。この道路法も少しみましたが、樹木等の管理責任は土地の所有者にある。とはいえ相続をされないとかいうことで誰の土地かわからないとか、例えば伐採の義務があることを私の存じとる所でも知っとしてもされない方とか、いろんなケースがあろうかと思えます。ほっとくのでなしに、やはり道路法あるいは民法、損害賠償のこともありますので、国道県道の支障木等の除去は関係する道路管理者への要望、そして町道については整備はどのようにしているのか。また予算編成時でありますので、こういった経費が来年度はどのように計上の予定をしているのか。現段階での答弁を求めます。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 国道県道の支障木等の除去に係る整備要望はどのように行っているのか。あるいは予算の編成についての御質問でございます。初めに国道県道町道

の管理者としまして、沿道にある支障木等の除去の基本的な考え方について御説明をさせていただきます。先ほど宮田議員もおっしゃっておられましたけれども、基本的には道路用地内にある支障木につきましては、道路管理者が伐採を行ってございます。また民地内にある立木等につきましては、土地所有者の管理となっております。しかしながら、近年沿道の民地内にある支障木等について、通行される方などから何とかならないだろうかと御意見をいただくことが多くございます。この理由としましては土地所有者が御高齢だったり、先ほど宮田議員もおっしゃられましたけれども、土地所有者が不明で連絡がとれなかったりすることが主な要因であると考えております。こういった場合でございませけれども、島根県や町におきましては道路区域内にあります建築限界というのがございませけれども、これらの道路におきまして構造物等により車両や歩行者の交通の安全性、円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅一定の高さの範囲を示しております。これを建築限界と申しておりますけれども、道路の規格によりまして様々ございませけれどもおおむね高さ4.5メートルというのを確保するために、所有者不在の土地あるいは民有地におきましても連絡をとれる場合にはしっかりとその所有者に了解を得て、連絡とれない場合につきましては先ほど申し上げましたような基準で、維持管理のほうに行っている状況でございませ。また、根本から伐採するということはございませんで、あくまでもその4.5メートル以内に生えてきたものについて、伐採をしているということでございませ。また放置しておりますといずれ道路に倒れてくる危険性が高いものにつきましては、所有者の了解をいただいて伐採するケースもございませ。先ほどこれまで御説明させていただきましたように、支障木等の除去に係る整備の要望ということにつきまして島根県に対しての要望でございませますが、通行される方からの依頼や所有者からの相談こういったものを受けたものを、個別に県のほうに要望している状況でございませ。ただし国道261号につきましては、平成30年の1月だったかと思ひませけれども豪雪によりまして、倒木等で交通の支障をきたすってというのがございませして大渋滞というのを巻き起こしたこともございませるので、そういった国道261号につきましては、冬季間の通行確保の観点から支障木等の伐採については県へ要望しているものでございませ。また町道における立木伐採を主体としました整備計画でございませますが、この計画については現在のところございませ。今後維持につきましては島根県と同様に、支障木の伐採や倒木処理を行う予定としてございませ。予算の計上につきましては、直営班としまして維持作業員の報酬、あるいは、建設業者に道路維持を一括して委託をしております業務委託料を毎年計上しているところでございませ。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、これも後ほど河川のところと一緒にコメントあるいは提案を申し上げたいと思います。次の（１）には（２）と読替えていただきたいと思いますが、町内の河川のほとんどに堆積土等があります。木もです。これも県あるいはそれぞれの河川管理者へ、除去あるいは整備要望応答がされているのかどうかということですが、これも本当にくどいと思われるほど過去に何度もしております。何度もするのは見た目あるいは町民の皆さんもおっしゃるんですが、やはり改善がされないからということも理解してほしい。例えば地元のことを申し上げてもなんですが、断魚溪のところに断魚班という集落がありますが、ここが実は２５年災害のときに堤防越水して民家のほうに水が入ってきました。農地とか。この災害のときには大半のこういったところは、堤防のかさ上げ等々の工事が進んだんですがここはされなかった。というのは県への報告がされてなかったということです。これも後日あって私のほうも県へ申入れたり、当時の本町の建設課長さん等々と一緒に県に来ていただいて要望もしましたが、実態も見ていただきましたがいまだ何のそれに対する対応策もとられていない。恐らくこれは県がやられることであるんですが、こういった事実これは１例かもしれませんが、やはり住民がしつこく言わなければ、出来ないあるいは言っても出来ないというようなことが随所にあるんじゃないだろうかなと感じております。幸いにもその後その堤防を超えるほどの水は出ていないということもあります。ただ私の近所の裏の濁川にしても矢上側にしてもそうですが、本当に大きな木がもう太さこんなような木が川の中に入っているところは何か所もあります。私どもの農地に取り水しておる堰においても過去もそういったものが流れてきて、大きな災害被害を起こしてしまったという事例もございます。数年前には、羽須美の地域の意見交換会でも、例えばイノシシ等が住んでしまってさっと農地に入って食事をして、またそこへ帰ってねぐらにする。移動しないので大変困っているというような話もあります。私どもが今整備させていただいております断魚溪においても同じような事象があって、せっかく草をきれいに刈ってドッグランができるような状態の芝になっているところ、一晩か二晩でイノシシがもうひっくり返してどうにもならないというような事象も起きております。いずれにいたしましても今は大雨がないからということでなしにですね、この予測が出来ない災害というのはいつあるかわかりませんのでそういったところを踏まえて、県が管理する河川については県への要望で、実際どれぐらいな要望数をしてどれぐらいが出来ているのかということも公表ができればしてほしい。それから道路と同じように町が管理する河川の堆積度等についてもですね、除去に関する実施をしているのかあるいは要望がないか

らないのか、来年度の今の道路でも予算がないということだから財源のことはわかりませんが、何らかのことでやる可能性があるのかどうか、そのあたりのところの答弁を求めます。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 県が管理する河川に堆積する土砂、樹木の除去要望がどのようになって行っているのか。また、その要望箇所さらには年間どれぐらいの処理をされているか、という御質問でございます。初めに県が管理します河川の整備要望につきましては、毎年8月ごろに町内にございます県河川の護岸崩壊箇所、あるいは河床洗掘、川床が洗い流されているという事象ですけれどもそういった箇所。あるいは、それらによりまして堆積した土砂の撤去、流木伐採等をまとめて修繕箇所要望として県に提出をしております。修繕箇所でございますけれども、現在この5年度に向けての修繕というところで要望もしておりますけれども、59か所が要望をしておりますが、令和3年度実績ですと5か所を実施をさせていただいております。こういった要望箇所でございますけれども、最近やっぱり堆積でしたりとか、先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、樹木が繁茂しているところがございます、そういった要望がございます。その箇所が全体の3割近くを占めております。県の対応でございますけれども、こういった要望を県のほうで現地を確認されまして優先度、緊急重要性、あるいは、緊急性を確認されて予算の範囲内で優先順位の高い箇所から順次行っているということでございます。特に基準というのが、県がよくおっしゃるんですけれども、施設とかそれから民家とかそういった守るべきものというかですね、そういったものを最優先ということでおっしゃっていただけます。特に最近ですと出羽川沿いの、今下口羽のほうの河川の浚渫だったりとかっていうところ、あるいは、上田所どころだったりとかっていうところの事業をさせていただいております。これらの防災減災国土強靱化の事業でこういった浚渫も、メニューの中に入ってきたというところで、以前に比べますと比較的そういった事業については、県のほうも対応していただけてるのではないかと考えてございますけれども、箇所が随分ございますので引き続き要望のほうは進めてまいりたいと思っております。また、町が管理する河川の堆積土とかの除去に関する実施状況と、次年度の予算計上の方針についての御質問でございます。町の管理費しております河川に堆積した土砂の撤去でございますけれども、今までは災害復旧事業に頼っておりました。しかしながら、災害復旧事業大変基準が結構厳しゅうございまし

て河川については、特に増水したどれぐらい水かさが増したか、そういったことを示すものとかっていうのを根拠を求められたりする関係で、なかなか災害復旧の対象になってない現状でございます。今後災害復旧事業とは別の事業も活用しながら、これらの起債事業でございますけれども、先ほど申し上げました防災減災国土強靱化の5か年過疎化対策の中での事業もつくられておりますので、そういったところも活用しながら対応していきたいと思っております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 大変失礼な言い方になろうかと思いますが、財源がないからということでおおよそ想定もしております。それから、実のどこ言いますと私も県の道路維持課あたりには直接電話をして、この間も課長にやっていただいたからお礼ほど言っただよとしましたんです。小規模なことでしたら結構早くやっていただきます。私の家の前とか国道261線で下に暗渠があるところは、路面がどうしても沈んでしまう。最近は大形のトレーラーが走っておられますし、私の家の前のほうでも大体70キロぐらいで走りますので、すごい音がするんです、ドーンという。それも来て見ていただいたりしてこれはやれんないということで、本当に早い対応で補修していただきました。そういったものはやっていただけますし、それからその時に先ほどの樹木の伐採についてもお願いもしておりますので、県の管理するところは電話をしていただいたりとしたようなことでございます。やはりいろんなことで要望等があるかと思いますが、やはり末端の市町村からは市町村として、しっかりと要望もしてほしいなと思っております。先ほどの樹木の伐採のことですが、これも質問するにあたっていろいろと見ておりましたら、ある弁護士さんが書いておられる書物の中に、市の名前は申しませんがいわゆる道路法に基づき十数回の行政指導も行ったが反応がないという事例もある。これも公式に出しておられる分ですから問題ないと思うんですが、これはお宮さんだそうです。そういったふうに非常に難しい事案で、これは全国至るところでもこういったことが起きていると書かれておりました。それともう一つは、本町でも以前も質問したときに広報等々でやっていただきましたが、土地所有者自身にこの管理責任があるということを知っていただく。自分たちの土地であれば伸びた木は切るということで、先ほど課長、車の場合の4. 何メートルのお話されましたが、これは車道だけでなしに歩道もあります。歩道はたしか2. 数メートルだったと思います。そういったところも、やはり皆さんに知っていただくということもしていただきました

いなと思います。それともう一つは国家賠償法第2条というのがあるようですが、これで土地の管理者が難しい場合、これは当該道路を通行止めにするという措置をとらなければいけない。本当にこの危険が見え見えなときには町道であろうと県国道であろうと通行止めにしなければならないという法律もあるようでございます。これも実際に裁判事例もあって、賠償が認められたという記述もありました。それから民法に基づいて道路の管理者側が、所有者じゃなしに管理者側が切ってもいいよという法律も今改正段階であって、御承知だと思いますが来年の4月から大幅に変わるんじゃないかなというふうなこともありました。いずれにいたしましても本町でも事例は異なりますがやはり管理者、遊具の管理不備ということもあって、不幸な事故も起きております。道路上の部分は倒れとる分にはぶつかったのは運転者の責任ですけど、運転中に倒れてきた落ちてきたというのは道路管理者の責任だろうかと思っておりますのでそのあたりのところもそういったことがないように、取り組んでいただきたいなと思います。河川についてはおおむね今の答弁で、やれるところはやっていただいとるんだなという認識をいたしました。引き続き要望等を進めていただきたいと思っております。次の質問に入りますまいりますが全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの伝達を受けた場合の対応についてということで、通告をいたしております。最近はおあして北朝鮮の弾道ミサイルの発射で、当地ではなかったんですがJアラートが発せられたという事例もござります。ですからいろんな風評的なもの、出たときにはもうミサイルはどっかに落ちていたとかいうことが多々あります。本町のホームページにも2018年にこの内閣官房の国民保護ポータルサイト、ほとんどこれがそのまんまの状態です。3点載せてあります。しかし、今回の東北地方のJアラートの発信のときにも、国民の皆さんの声で一体どがあすりゃえんかわからんという声がたくさんあったように思います。私もそう思います。ここには、頑丈な建物に入りなさいとか書いてあるんですが、本町で頑丈な建て物といたら学校とか病院とかぐらいしか、ほとんど皆さんわからないと思います。そうでなしに、例えば緊急の場合こういった対応もとれますよというところを、もう少しかみ砕いたことで皆さんに周知をしていただけないものだろうかというふうに思います。そういったことで、Jアラート弾道ミサイルの情報の伝達を受けた場合に、どのような行動基準を示して、町民の皆さんには、これをお知らせするのか、答弁をお願いいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。



**○大賀総務課長（大賀定）** 弾道ミサイル情報の伝達を受けた場合に、どのような行動基準を想定し町民に示すのかという御質問でございます。まずJアラートとは先ほど宮田議員おっしゃいましたように、正式には全国瞬時警報システムといい、消防庁が所管しているシステムのことでございます。具体的には、内閣官房から送信される弾道ミサイル情報のほか、気象庁から送信される緊急地震速報津波警報など、対応するのに時間的余裕のない事態に対して携帯電話等に配信される緊急速報メールや町の防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムとなっております。御質問の弾道ミサイル情報についてでございますが、日本の領土・領海に落下する可能性、または領土・領海の上を通過する可能性があるかと判断された場合には、24時間いつでもJアラート使用して伝達されます。島根県内に落下する可能性または上を通過するおそれがある場合に、邑南町でJアラートによる伝達が行われます。情報の伝達を受けた場合、本町では防災行政無線が自動起動し、住民に対してミサイル発射の情報及び身を守る行動についての無線放送が流れるようになっております。また職員が参集し、被害情報について県を通じて被害情報の報告を行うことになっております。身を守る具体的な行動についてですが、屋外にいる場合は近くの建物中または地下に避難する。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合は、爆風の被害を受けないようできるだけ窓から離れる。できれば、窓のない部屋に移動するなどの避難行動を呼びかけることになっております。ミサイルが上を通過した場合は引き続き避難をする必要はありませんが、落下の情報伝達があれば引き続き屋内などに、避難をし行政からの情報に従って行動していただくようお願いをすることになっております。これらの行動については、国や県と連携し周知を行っております。町としましては毎年度4回行われます訓練放送を通して、学校や事業所などに呼びかけを行い、今後も引き続き身を守る行動についての周知を図ってまいりたいと考えております。

**●宮田議員（宮田博）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、宮田議員。

**●宮田議員（宮田博）** はい、これについても後ほど所見述べさせていただきたいと思いますが、同じくこの項では緊急地震速報の伝達を受けた場合どのような行動基準を想定し、町民に示すのかということでございますが、当地あまり地震がないからそんなに心配することはないという考えもあろうと思いますが、御承知だと思いますけど今からちょうど150年前浜田地震というのがございました。これは1872年明治5年でございます。

す。当時は観測情報がなかったから、いろんな角度で想定のマグニチュードが7.1、この時邑南町あたりも大体震度7という事実がございます。このときに海面が隆起して出来たのが、現在の畳ヶ浦でございます。また、さらに場所はちょっと私も忘れたんですが、邇摩郡では三十数戸が陥没して、今でもそこはへこんだままになっているところなんです。そういった大きな地震が150年前に起きております。これを私が一番最初に知ったのは、井原村史という、これの編さんをしているときにありまして、これ大正5年につくられたものなんです。この中にはどここの蔵が崩壊したとに書かれております。それから、余震が約1か月続いて村人は屋外に小屋を建てて生活をしたというような150年前の地震があります。今、大型の地震のこれから起きるじゃないかという、100年サイクルあるいはもう30年間ぐらいの間には起きるといような想定もありますが、当地でもこの地震が無ではないということでこの質問をいたしますが、今の行動基準これは町民に対してどのように示すのか。簡潔で結構です。答弁を求めます。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。時間が僅かとなっております。

○大賀総務課長（大賀定） 緊急地震速報の伝達を受けた場合の行動基準、町民にどのように示すのかということでございます。緊急地震速報の伝達についてですけれども、発表の基準といたしましては2点以上の地震観測点で地震波が計測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に震度4以上が予想される地域を対象に発表されるということになっておりまして、邑南町においても情報伝達を受けた場合は防災行政無線が自動起動し、町民の皆さんに対して地震発生について周知を図っておるということでございます。町の対応としましては震度4以上の地震が観測されたされた場合、直ちに災害準備体制に入り被害状況の確認を行ってまいります。また、震度5弱で災害第1体制、震度5強で災害第2体制に移行してまいります。実際にJアラートにより緊急地震速報が発表された際には、町民の皆さんにはテーブルの下などに隠れて身を守り、揺れが収まるのを待ってから避難経路の確保を行っていただくことになろうかと思っております。町としましては毎年度2回実施されます訓練放送にあわせて、地震発生時の安全確保訓練を学校や事業所等に呼びかけるとともに、出前講座などの機会を利用して想定される大規模地震や地震に対する心構え、家具の転倒がもたらす危険や対策などについて周知を図っております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、ありがとうございました。弾道ミサイルもこの島根県というのはいかないんじゃないかというお考えもあろうかと思いますが、ある評論家のコメントでは、最近はちょっと少なくなりましたが米軍が訓練しておりますけどこの米軍基地を狙う、そういったアメリカ軍の関連施設を狙う。それともう一つは原子力発電所を狙う。これは原爆と同じような状況になる。今ロシア近辺にもそういったこともありますけどそういったことを想定して。やはりよそごとではないということは考えておかなければいけないとも言われております。そういったことともう一つは、地震についても今申し上げましたような、僅かといえれば僅か150年前。それとちなみに本町のところにはどうも断層はないようですが、とはいえどんな地震が起きるかわかりませんので、起きたときになるべくわかりやすいように、こういったホームページにも載っておりますが、これがわかりにくいというわけじゃないんですが、やはりJアラートとそれから、Jアラートでも今のミサイルと、それから地震、そのあたりを含めたもので、お年寄り私も年寄りですが、もう少し子供にも理解ができるようなものを検討されるべきじゃないかなということを申し添えて、質問を終わります。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、宮田議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 本日は、これにて散会といたします。御苦勞様でございました。

—— 午後 3時 30分 散会 ——